

地域と農業

会報

第 33 号

Apr. 1999

Spring

特集

1、北海道農業と新しい基本法の制定に向けて
2、北海道の稲作経営問題

社団法人 北海道地域農業研究所



霧多布温泉センター



函館市北方民族資料館



若狭湾市獨立科学館

北の大地で芽をだし20年、
今では大地にしつかり根をはり
大きく広がった幹をもつ企業へと育ちました。
北海道で生まれ、北海道で育った私たち、
これからも北海道の歴史と人と未来を見つめつづける
企業でありたいと考えます。

歴史と人と未来を結んで

おもな業務内容

- 博物館・資料館など展示施設の設計・施工
- パンフレット・カタログなど印刷物の企画・制作
- 映像やコンピュータ装置による観光案内施設
- 看板・標示板などのサイン計画

gb 株式会社現代ビューロー[®]
GENDAI BUREAU CO., LTD.

Tel 011-231-6049 Fax 011-222-6149

地域と農業

表紙写真：美瑛の農場



提供：有)フォトワークス
フリーク

Vol.33

——目 次——

2

み
観 察

調査・研究・開発・普及活動のゆくえ
研究所常務 富田 義昭

4

特 集

第5回北海道地域農業研究所研修会
平成10年度稻作部門研修会

5

1 北海道農業と新しい基本法の制定に向けて
北海道大学 農学部教授 太田原高昭

20

2 北海道の稻作経営問題

釧路公立大学 教授 長尾 正克

49

Essay

「どんぶり感情」その1

ホクレン組織生活部 天野 道子

52

連載No.19

あのマチ・このムラ地域おこし活躍中

栗沢町の事例

研究所嘱託研究員 竹内 寛

54

ときの話題

21世紀、農業は花形産業

専修大学北海道短期大学 元教授 佐久間 衛

59

お知らせ・掲示板

60

DATA FILE・編集後記

調査・研究、開発・普及活動のゆくえ

—リストラの中で停滞・後退が懸念される—

北海道地域農業研究所

常務理事　富田義昭

「試される大地・北海道」——歩前に出る勇気があればきっと何かが始まる——、これは北海道のイメージキャンペーンで、昨秋決定したキヤツチフレーズと「ゴタタイプ」であるが、最近、この言葉を使ったシンポジウムが行われたり、異業種交流の中から展開、困難を克服して道民の期待を担つて飛び立つた「A-R-D-O」の機体にも表示されている。いろいろな意味で北海道の活力や可能性が評価される時代である。

最近、長引く経済不況で道内の民間研究所が閉鎖や弱体化する現実に直面している。既にたくさんの破綻で関連会社の「たくさんの総合研究所」は、多くの業績を残しながら、「北海道21世紀総合研究所」へ継承されたものの、中心的研究者が多数他出し人員も縮小したと聞く。また、「(株)コープ生活文化研究所」は、十数年間「商品検査」と「調査研究」を続け、コープさっぽろの活動を支えてきたが、今年三月をもつて解散した。「商品検査」は「コープさっぽろ本体が継続する

が、「調査研究」については暮りしと地域環境や福祉など生協運動に係わるさまざまな分野の今日の課題を、研究報告の形で提言するなどの活動実績がある。解散後は、コープ本体の理事長の諮問機関として事務局機能は残されるが弱体化は免れないと思われる。筆者はこの両機関のプロジェクトの一端に関与したこと、また、先達の研究所として多くを学んだことから組織替えや解散は残念と思う一人である。

ところで、農業関係では約四十年間日本の農業・農政を支えてきた「農業基本法」は、新しく「食料・農業・農村基本法」として生まれ変わり、農政改革大綱や農政改革プログラムによって、農業政策の枠組みが変わろうとしている。そうした社会環境の変化や施策の転換に対応する中で、公的機関や民間の調査・研究・普及活動がどう変わるかが注目される。筆者はホクレン在職中に、幾つかの調査研究・普及の組織化について、企画・推進に係わったが、そのうちの二つがこ

の三月末で収束している。その一つは、「北海道馬鈴しょ生産改善協議会」で、昭和五十六年ホクレンが事務局を持つて発足した組織である。北海道産の馬鈴しょの品質が低下したため、栽培技術の見直しを行うため「七五運動」として、多くの関係者の支援で取り組み今日まで継承され、その成果は一定の評価を受けてきたが、ホクレン事業の見直しにより、協議会としての活動を中止した。今後はそれぞれの機関や立場で継承する考えであるが、関係機関の協力体制や人的・財源の確保が十分にできるか心配である。

二つには、「北海道農業フロンティア研究会」で、平成元年に設立され（財）北農会が事務局を持つ機関である。この組織は道内の產学官の研究機関の責任者で組織する「研究開発懇話会」の「農業部会」において、昭和六十三年に「北海道の農業と研究機関のあり方」が提唱された。時あたかも農産物の自由化問題論議の最中であり、北海道経済にとって農業が基幹産業として重要な位置づけにあることから、調査・研究の支援体制を作り、具体的な課題として「畑作土壌病害の生物・生態学的防除に関する開発研究」（連作障害克服技術の研究開発）を目的とした研究組織で、当初五カ年事業で発足したが、更に五カ年延長して研究事業が実施された。

研究クラスターとして注目され、農業団体のみならず道内の多くの企業などの資金的支援によって、產学官連携の端緒となつた。この十年間に人的・技術的には多くの研究蓄積が行われたが、この種の研究は息の永い取り組みが必要であり

実用的技術の普及はいま一つという段階である。北海道の畑作における持続的農業を進める上で永遠のテーマであるが、残念ながらこの三月末をもつて組織は解散された。金の切れ目が縁の切れ目にならぬよう大学や農業試験場において、本来の研究としての継続と普及技術の開発を期待したい。

農業は食料の生産のみならず、公益的・多面的機能が重視され、国民的な合意形成が必要とされているが、現実的には厳しい経済環境の中で企業も農業団体も大幅なリストラを迫られている。国や道の公的研究機関にしても財政事情が逼迫の中で、改革を余儀なくされており、多くの研究開発の課題に対しても応じ切れない状況である。二十一世紀初頭は「削ぎ落としの時代」と言われ、全ての施策・事業が見直される時代だと思われる。その歪みが随所に顕在化することが予想されるので、財源難を理由に安易に切り落とすとその場は凌いでも将来的に禍根を残すことになりかねないと思われる。

さて、本研究所も十年目の事業を展開中であるが、全道の市町村やＪＡ、連合会、農業関係機関・企業、生協などの組織、大学・試験研究機関の個人を会員とし、会員からの調査依頼や公的機関からの研究受託について、多くの研究者の支援のもと調査研究を行つているが、設立十周年を契機に会員の付託に応え、かつ、社会に貢献する組織として、厳しい時代背景を自己共に認め合う中で、研究の存続ができるよう役職員が一体となり調査研究に取り組まなければと考える。改めて「試される大地・北海道」の意味を噛みしめながら。

第七回北海道地域農業研究所研修会

とき：平成十一年一月二十六日
ところ：空知農業会館（岩見沢市）

平成十年度 稲作部門研修会

司会：ただうから北海道地域農業研究所の第七回研修会を開催します。毎年一回、今までは札幌で開催していましたが、七回目の今年から初めて地方で開催しようということになりまして、特に稻作問題を中心にお見沢におじゃましました。最初に富田常務から開会の挨拶を申し上げます。

富田：研究所発足以来満八年を過ぎて、今九事業年度を開始してございます。全道一律的なテーマもございますが、地域との関わりを大事にしようという地域農業研究所ですから、できるだけその地域のテーマを取り上げようということで、今回は稻作を中心として、四月には酪農地帯、六月には畑作地帯と、各地域で開催していくという考え方でございます。

当研究所では、水田問題につきまして平成八年に中央会からの委託で、水田農業の構造問題について北海道を代表する地帯の調査をしてございましたし、現在また北海道あるいは中央会からの委託によりまして、水田問題の調査を全道抽出農家を対象にアンケートを実施し、さらに最終的な報告を平成十一年に向けて取り組もうと思っております。

また現在、種類の関係で、その種子生産につきましても、いわゆる公正かつ適正な価格帯はどういうふうになつているのかということで、種

粉生産の方々、あるいはまたそれを使いいたく方々の立場に立って、私ども研究所が第三者的に研究・調査をして適正な生産費用のあり方を示していきたいと取り組みをしてございます。
いずれにしましても、まだまだ米問題のみならず北海道の農業というのは非常に苦勞が伴いますし、また今まで経験しないような事柄が次々と起つてくるであろうと考えております。タイミング的に私どもも地域問題なり全道問題につきまして、鋭意取り進めたいと思っております。それでは、最後までどうぞ皆様方聴講されて、活発なご意見をいただければと思っております。

司会：はじめに「北海道農業と新しい農業基本法の制定に向けて」ということで基調講演をしていただく太田原先生宜しくお願ひします。



北海道農業と新しい基本法の制定に向けて

— 基本問題調査会最終答申を読んで —

北海道大学農学部 教授 太田原 高昭

「新しい基本法はなぜ必要か、どう準備されているのか

(一) 「北海道農業の基本問題研究会」の研究と活動

太田原： ここにわせ。ご紹介頂きました北海道大学の太田原でござります。今日は地域農業研究所主催の、現在の農政改革のポイントについております農業基本法、新しい基本法の問題と、最近関税化問題でバタバタとえらいことになつてきております米情勢について、少しきちんと勉強しようとうる研修会でござります。

最近の動きは本当に急テンポでございまして、私どもも皆さんと同じでなかなかついて行けないところがござりますが、特にこの基本法の問題についてはただ今ご紹介がありましたように、私たち警戒心を持っておりまして、一昨年来「北海道農業の基本問題研究会」というものをつくりまして、その入口に並んでおつまむ「二一世紀北海道農業と農村」という本にまとめました。これは今の基本法をどうするかという問題に対する北海道からの提言でござります。「食糧・農業・農村基本問題調査会」というのが、ご存知のように一昨年からずっと新しい基本法をどうするかという議論をしていらっしゃるのですが、そういう一番大事な問

題について、北海道から誰もその委員会に入つていないことなど、この新しい基本法の問題は日本全国の農業に関係があるわけですから、とりわけ北海道は基本法問題では特別な立場に立つていると言いましょうか、最も重要な関わりがあるというふうに私たちは考えておりまして、中央の検討に任せずに、北海道から独自の発信をしていく必要なことがあるというふうに判断致しました。我々研究者が中心になりましたけれども、地域農業研究所に事務局をお願いいたしまして、農業団体あるいは道庁あるいは開発局、そういうところの人達にたくさん入つていただきまして一つの意見をまとめあげました。今日はそのことについて、私たちの考え方、それから北海道がこれからこの問題に対してもどうふうに、つまり皆さんができるふうに関わつていつていただきたいのかというところについてお話をしたいと思います。

新しい農業基本法、これはおそらく食料・農業・農村基本法というネーミングになるだらうと謂われております。制定作業は平成八年「農業基本法に関する研究会」というのができまして、これは主として学者の集まりであります。この中で論点整理といつものをしたわけであります。



▲講演する太田原先生

それを受けて、総理大臣の諮問機関である「食料・農業・農村基本問題調査会」、会長は木村尚三郎先生といいまして、東大の歴史の先生です。必ずしも農業の専門家ではないのですが、歴史という広い立場からこの人が会長に選ばれてスタートいたしました。平成九年一二月にはその「中間とりまとめ」が発表され、この「中間とりまとめ」については農業新聞とかそういう関係したところだけではなくて、一般的新聞でもかなり大きく取り上げましたので、そこでの四つの論点と言いましょうか、両論併記になっているのが四つあったということについては皆さんよくご存知だと思います。

この「中間とりまとめ」というのが広く全国から意見を求めるという形で発表されましたので、私たちも意見書を出しましたし、それからオール北海道で道厅に事務局を置いてこの基本法問題に関する連絡会議、一七団体の連絡会議というのがあります。そこからオール北海道の意見を出しました。その他、皆さんのところの空知でも幾つかあったと思うのですが、市町村の議会が決議して、その決議に基づく意見書を中央に出すということがずいぶんやられました。そういう意味ではかなり広範な国民の声が霞が関に届いたということが言えると思います。

それを受け更に半年ほどこの調査会では議論されて、昨年九月に最終答申が行われました。私たちはこの調査会に北海道からのメンバーが入っていなかつたということがあって、平成八年に「北海道農業・農村基本問題研究会」を発足させ、北海道の立場から現行農星法の総括と新しい基本法のあり方について研究を進めてきた、というのが今までの経過であります。

新しい基本法はこれからどういう日程になるかなど、その答申を受けて今農水省の手元で法案作成作業が続いております。この予算の国会在終わりましたら、その後の4月、予算の関係でそれ込むかもしれません、その次の通常国会にいよいよ新しい基本法の法案が上程されるということになります。それで国会で論議して今年度、平成十一年度中

にはこれを国会に上程して制定・発布したところのスケジュールをあります。

(二) 現行農業基本法とWTO協定の不整合

今年度中にぜひ法案を通したらいいが、次の100年にはよいよWTOの再協定といつて国際会議が始まるわけであります。新しい基本法といつては、国内の二一世紀の農業政策の基本になるといつて同時に、国際的には100年のWTO再協定に対し、日本としてじつらのスタンスで臨むのかといつてを予め法律で枠組みをつくっておくといふ、大変重要な意味を持つてゐるわけです。ですから何が書き込まれるのかといつてはこれから日本の農業の運命を決めていくところとなるわけでありまして、重大な関心を持たれるといふのは極めて当然のことであります。

新しい基本法かといふあるべきかといふことについてすつと議論されてゐるわけですが、私たちはその議論に重要なことが欠けてゐるといふ認識からスタートしてきております。それはなぜかといふと、昭和三六年にできた農業基本法はまだ生きているわけです。植物人間のようにほとんどの機能しないで生きているといふことなのですが、この現行基本法を「なぜ変える必要があるのか」「なぜ新しい基本法なのか」ということがわると議論されていないのではないか。これは今までの諮問機関、この農業基本法に関する研究会でもそうでした。ここでは「もう古くなつたから、時代に合わなくなつたから、変えるのは当然だ」と。新しい新政策の時も農業基本法を変えるといつて既に言つてあるものだから、「なぜ変えるか」じつは議論はあまりしないで、「いつ変えるか」といつ議論をこの間ずっとこじつけたわけです。食料・農業・農村基本問題調査会についても、なぜ今の基本法を変える必要があるのかと、これは我々もすいぶんしつゝ言つたのですが、「その議論は終わつてしまふ」、この基本問題調査会ではその議論はしないで、新しい基本法をひき

ぬかといふ議論に限定するんだ」といつのとおりは如歌でした。

(三) 基本法をなぜ変えるのか

しかし実はこの「なぜ変えるのか」といつの議論はやまざわざじれりてひなご。この議論をやると、政府にどうして非常に都合の悪いことがいろいろと出でる。ですから基本法をなぜ変えるかといふことにしても、私たちは十分な説明を政府から受け取れないわけですね。世間的には何となく、今の基本法といつては古くなつたから新しく、そして農業も大変になつてしまふからこの辺で基本法を新しくして、しっかりと農業を守つてやるといふ、そういう期待感といつてはあらうと思うのです。しかしながらもやれどもこれは違ひではないのです。法律といつては当然時代に応じて変えていかなければならぬのですが、やたらに変えてはいけない法律といつてはあるのです。まず憲法、それから基本法といつては憲法と並んでやさしく簡単に変えるものではない法律であるわけです。農業基本法は古くなつたから変えると言つけれども、では他の基本法は……他にじつは基本法があるかといふと、教育基本法とか中小企業基本法とか原子力基本法といつのがあります。そんなに数はあります。教育問題といつては、今これだけ教育問題が大騒ぎになつてゐるから教育基本法を変えようといつて話が出てきてもおかしくないのですが、それは全く出でないんですね。なぜ農業基本法だけ変えなければならないのか。

これは実はほつきりした理由があるのです。要するにこれはガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意を日本が受け入れてWTO協定を批准したじつはじつに伴つて基本法を変えなければならなくなつたからといふことです。このことがちゃんと説明されていない。これは非常に重要な問題を含んでおります。

これは実はほつきりした理由があるのです。要するにこれはガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意を日本が受け入れてWTO協定を批准したじつはじつに伴つて基本法を変えなければならなくなつたからといふことです。このことがちゃんと説明されていない。これは非常に重要な問題を含んでおります。

なぜガット農業合意とWTO協定を受け入れたら基本法を変えなければならぬかと言つても、WTO協定と農業基本法の内容が明らかに

矛盾してゐるからなのです。国際条約と国内法が矛盾した場合、日本では国際条約が優先するといつては書かれています。国によって違うのですよ。アメリカなどは国内法が優先するということになっています。だからWTOで不利なことが出てくれば、アメリカはいつでもWTOを脱退できるわけです。日本はそれができない。そういう違があります。それで、WTO協定との不整合というのはいろいろありますけれども、端的に言えば農業基本法の第一一条と第一三條。皆さん農業基本法って読んだことあるでしょうか。これは間もなくなくなる法律です。三六年間お世話になつた法律なので、お別れにぜひ一度目を通していただきたいのです。そんなに長くありません。四十何条しかなく、六法全書で二ページか三ページです。その中の第一一条と第一三條だけでもぜひ目を通していただきたいと思います。

これは実に重要なことが規定されています。第一一条は何が規定されているか、何が書かれているかと言つて、政府価格安定政策というのが書かれています。「政府は農業の再生産を保障するような安定した価格を保障しなければならない」ということを政府に義務づけています。この農業法第一条规定がもとになつて、もう既になくなりましたけれども食管制度の、食管法は以前からありますけれども、それまでの米価というのを改定方式でよろしかつたのです。いわゆる物価スライド方式だったのですが、農業基本法第一条规定に基いてこれは生産費所得補償方式に変わつたのです。これは米価だけではなくて、その後の麦価とか、それから牛乳の不足払いもそうです。基本的に日本の重要農産物については、生産費と所得を補償するという價格支持政策がとられてきた。その根柢になつているのが第一条规定です。大変重要な法律です。

それから第一三条は何が書いてあるか。国境措置であります。昭和三六年はもう既に自由化が始まつてきております。ですから農業基本法も自由化を進める立場で書かれておりますけれども、しかしこの第一三条には、外国からの輸入農産物が国内の農業を圧迫して重要農産物の再生産を不

可能にすることが危惧される場合には、その輸入農産物の輸入禁止措置または関税引き上げ等によって、国内農業への影響をおよぼさないよう、そういう措置をすることを政府に義務づけています。

この間自由化で大変だったのですが、しかし何とかこの第一一条と第一三條があるおかげで、日本の農業は最低限はこれで守られてきた。特に北海道農業がここまで規模を拡大して、米・畑作・酪農という比較的あまり儲からない部門で何とか專業經營を維持してきたというのは、こういう価格安定政策と国境措置があつたおかげだといふことは、皆さんよくおわかりになつてゐると思います。

(四) WTOとは市場原理主義

ところがWTO協定といつのは、そういうことをやつてはいけないという協定なのです。価格について市場原理に任せることをやつてはいけないと、各國政府が勝手に自分で高い価格を設定して、つまり政府が市場に介入するといつまり政府が市場に介入するといつことはやつてはいけない。当然自由な貿易に対し、輸入禁止措置だと高い関税でストップさせるといつうことなどはやつてはいけない、といつのがWTO協定の一番核心部分であります。日本の政府はそつちを選んだわけです。だからそれと矛盾する農業基本法は維持できなくなつたといつのが眞相なんです。これはもう既に食管法の廃止といつ形で実行に移されています。小麦の政府買上げはやめるといつのもそれであるし、それから牛乳の不足払い制度も廃止するといつことが新聞に大きく載つてしまつたけれども、そういうことで、次々とWTO協定に合わせなければならなくなつてきました。といつ理由を、政府ははつきり言つてない。これをはつきり言つたなぜ困るかといつと、当然生産者にとっては政策の一的な変更です。従来こういうことじでやられてきたことを、政府が協定を受け入れたために変えなければならない。そのことによつて損害、被害が出る。既に出しているわけです。その損害賠償、補償をひいてくれるのか、といつう

問題が当然出でてゐるわけですね。

ヨーロッパの場合もそのことをはつきり政府が書いて、ヨーロッパでもWTO協定以降は同じくも価格支持、支持政策はやめていないんですけど、価格水準は大幅に引き下がる。だいたい三分の一下がります。しかしそれは政府の政策変更によつてそうなつたのであります。これについては政府がきちんと補償します。それが直接所得補償方式です。日本では直接所得補償方式、デカップリングというのは中山間地帯とか条件不利地帯対策といつぶつに理解されていますけれども、違うのです。かつては、ガット・ウルグアイ・ラウンドまではそつたのです。デカップリングというのは条件不利地帯対策としてつづかれていたわけですが、

WTO協定以降は直接所得補償方式

をグーンと広く拡大して、これを全農業地域、全農業経営に適用したのです。それで価格制度の変更、市場価格の引下げに対する政府の補償としてデカップリングを行うといふうにEPOの共通農業政策は変わりました。そのことは、そこに並んでいる本の中に長尾先生がかなり詳しく書いておられますので、ぜひ参考にして下さい。

そういう重要な問題をあまりはつきり言わなくて、「何となく古くなつたから」というよつた非常に多い理由で「食料・農業・農村基本問題調査会」が発足して答申をしたわけであります。私たちもそう

このじゅをきねると議論しながら、議論が始まつた場合、これはつまり無原則な放談会にならざらじと非常に心配したのです。ヨーロッパのようにきわどい理由だから基本法を変えなければならぬといつては、当然論点は絞られてくるはずです。だから新しい基本法には何を盛り込まなければならぬかといつてははつきりしてくると思うのですが、そういうところを全部廻して、「えりや自由に、日本農業について思つてらる」とお話し下さい。どうのような運営をやれば、それは「日本に農業はひらない」だとか「値段が高すぎる」だとか、そんな話がワソノンと出るところは見えていたわけです。事実その通りになりました。

それで私たちは、今の基本法をはずしてWTO協定の精神に則つて運営していくといつことにならざらじことになるか、それは北海道を見るのが一番わかりやすいといつて農水省に対しては言つてきたのです。内地は2種農家がほとんどですから、そもそも農家所得のうち農業所得というのは十数%しかありません。そういうことに今政府の農政は助けられてると言つてもいいかもしません。そういうところではなかなか問題があまりはつきり出ない。反応も鈍い。しかし北海道の専業地帯で見れば、もう既にいろんな影響が出てきているわけですから、何が問題なのかといつては、一番よく見える。「ぜひ北海道についてどうするのか、北海道のよひなどに對してといふ政策が必要なのか」ということを議論してほし」とふつことをすぶん言いました。しかしこれに対してもこの調査会では「全国的な視野でやるのであって、特定地域についての検討はしない」という説明がありました。

(五) 北海道は農業基本法の優等生

しかし特定地域、それは北海道もやれ、東北もやれ、関東もやれと我々は言つてゐるのではないか、「北海道といふのは基本法についてとは特別の地域ですよ」とふつとすぶん言つてきました。つまり農業

基本法というのは何だったのか。私は十一条、十三条は非常に素晴らしい法律だからこれを死守しよう、なんというふうとを言つて居るのでは全然ないです。農業基本法は農業基本法でやっぱりいろいろな問題があつたわけです。年配の方はよく存知だと思うのですけれども、農業基本法が昭和三五年に国会に上程された時、国会では大論議が起きました。当時の社会党はこれに真っ向から反対しました。真っ向から反対した理由は、「これは三割農政である」そういう言い方であります。つまり自立經營をつくるなど、基本法の眼目でしたか。近代化を進めて自立經營、規模拡大をする。そつするとい三割の上層農家だけが生き残つて、七割の下層・貧農は離農しなければならなくなる。こういう選別政策には反対だ、というのが当時の社会党の立論であります。それでどうなつたのか。全国的に言つて、これはそつはならなかつた。つまり内地の農家の人は、その頃まで専業農家率は五十%、半分が専業農家です。しかしそういう農民層分解ですね、一部の者に土地を集めるとこと、結局これをやらなかつた。これは平等主義というのでしようか、昔から共同体原理で、言わば農業基本法に対抗したという言ひ方が当てはまるかもしれません。みんな兼業農家になつて、みんなの土地を守つたわけです。みんなが生きていいく道を選んだというふうに言つていいかもしません。従つて、だから農業基本法は失敗した、初期の目的を達成することができなかつたというふうに言われるのは、そういうことを指しているのです。

じつのが北海道はどうなつたか。これは社会党が指摘した通りになりました。昭和三十五年当時の北海道の農家戸数は二十三万六千戸、今までの数字は覚えていてます。今いくらいかるか、八万戸とつべに割りました。七万戸、ちょうど三分の一に減りました。まさに三割農政といふのは北海道で実現したのです。北海道というのは官民あげてこの基本法の理念に沿つて、行政も頑張り、農家も負債を抱えながら規模拡大しとにかく近代化、近代農業、E.O.に匹敵する農業構造を改善するという

ことを文字通りやつてきたのです。それで基本法の優等生とうつぱうじ言われています。じつは北海道にとつて、これは後戻りできませんかとうど、もうできません。やっぱりこういう大規模專業地帯としてこれがいつも進まなければならぬでしょ。その時に基本法路線を止めたといふことを言わされたら、基本法は失敗だった、構造改革は失敗だった、別の考え方でいきますよ、ということになつたら、これはまさに優等生とおだてられて2階に上げられたまま梯子をきれいに外されたという状態に北海道はなるわけです。そのことについて、責任ある農水当局はひとつ考へるんだ、といふことが我々の問題提起であります。これに対しては、今までのところきちんと答えて貰っていない。大まかに言つて、だいたいそういうことが私の申し上げたことがあります。

二・基本問題調査会答申の検討

(一) 「中間とりまとめ」で両論併記 となつた四つの論点

この「基本問題調査会答申」というのは結局どういふことを言つてゐるのか、これは大変重要であります。というのは、農基法の法案が出てくるのに先立つて、平成一〇年一一月ですから、つい二ヵ月前の一一月に「農政改革大綱」「農政改革プログラム」というのが農水省から出されました。これはほとんどこの「基本問題調査会の答申」そのままに書かれています。その通りこれから農政改革を進めていく。それで恐らく出でてくる基本法はそういう内容になつて居るだろうと思います。ですから、これにどういふことが書かれているかといふことが大変大事なのであります。それを言つたためには、この「中間とりまとめ」から話していつた方がわかりやすいかなと想ひます。「中間とりまとめ」で両論併記になつた四つの論点というのは、皆さん十分ご存知だと思ひますが、さつきじで読んだ次のとくにまとめておきました。「よべ

知られてゐるよつて」には次の四点について委員会の意見の一一致が見

られず、両論併記となつてゐる。一、食糧安定供給確保において国内農業を基本と位置付けるかどうか。二、食糧自給率を政策目標とするかどうか。三、株式会社に農地取得の権利を認めるかどうか。四、中山間地農業に直接所得補償方式を導入するかどうか」この四つについて意見が合わなかつたのです。

中身はだいたいわからぬと思いますが、食糧安定供給確保というのは、今回の答申はおそらく今度出でて来る基本法も、一番の目玉と言ひのぞしよが、キャッチフレーズとしては、総合的食糧安全保障政策の確立というのが冒頭にうたわれます。これは非常にいい言葉でありまして、食糧安保の立場でやるんだ。その食糧安保というのは「総合的」というのが曲者で、「総合的」とはいつの間にかいつ意味か」と聞いたことがあります。これは「国内生産と輸入と両方で食糧の安全保障をやっていくのだ」と、そういう意味で総合的と言ひのぞむのです。食糧の供給を確保する場合、それならば輸入に重点があるのか国内農業に重点があるのかといつて、じがこの委員会で議論になりました。当然農業サイドの委員は「国内農業が基本だ」と言つわけですけれども、財界とか銀行とかマスクの人達は、「その言つたいけれども、日本農業にもうそういう力はないんじゃないのか。むづれ輸入を基本にして食糧安保を考えていかなければいけない」、といふ議論が非常に声高に出たのです。

結局意見が一致しなかつた。当然食糧自給率についても、こつちは「自給率が四〇%まで下がつたまゝにするんだ。先進国でそんな国はなない、上げろ」と言つて対して、それに反論といつるのは、我々も議事録を読んで驚いたんですね、「今日本で食糧自給率の上昇なんて言つたってそんなことはゆうれつてない。ゆられてもしないことを基本法にのつけて、食糧自給率が下がつてはいけない」、といふ主張がまかり通つてきたのです。だからいづれの軽固気でこの調査会が進め

られてきたが、我々はちよりと「うつとあるもの」をしました。

それでわしの積極攻勢に出でてゐるのが、この株式会社の農地取得です。結局そういう立論から言つて、やはり農地法で権利が認められてゐる日本の農業者は日本の農地を保全し国民に食糧を供給する機能を失つたんだ、資格を失つたんだ。だから農地法の規定を解除して、株式会社、法人、そういうものに明け渡しなさいと、そういう要求がここで出てきました。これは財界の前からの提案であります。だから向こう側は、今回の基本法の改定といのうは、まさにそういうチャンスとして受け取つていたといつてあります。

それから中山間地農業に直接所得補償方式を導入するかどうか。これも私がさつき言つましたように、北海道から見れば、中山間地農業は大事ですけれども、何故中山間地に限定するのかといふことを僕ははずつと言つてきた。一番大事なのは平場の專業農家ではないか。そこも含めて「テカップリンク」を議論するなり議論してほし、といつのが我々の立場だったのですが、この委員会は最初から中山間地に限つて議論するという枠をはめてきて、しかもそれに對して直接所得補償方式を導入するかどうかといふことも意見の一一致が見られなかつた。「そんなもの導入しても、ジジババしかいない」といふに金をつき込んだてづに捨てるようなものだ」というような発言がまかり通つたのです。特に銀行を代表する人達がそういうことを言つてゐるのです。じわらがづに捨てるのか、じがうとを言つたいわけですね。とにかくそういう議論がされた。

(二) 各界の反応と北海道からの意見具申

「中間とりまとめ」に危機感を抱く

全体としてこれを見ると、私はこの「中間とりまとめ」を見て非常に危機感を感じたのは、ものすごく後退したところとの論点なのです。自

給率だつたら、五〇%か七〇%といつてひで戦つてゐるのなりわかるのですが、自給率という言葉を使うと使わないとから「とにかくひでやつてある。ものすぐ戦線が後退してゐる。そういうところで、皆さんの立場からいへど、農業団体の代表はちゃんとやつたのかどうかとか、そういうチェックも必要だと思います。我々も学者仲間が入つてゐるわけですから、ちゃんとやつたのかどうかことを言つてあります。農業団体がなかなか口を開かないから我々は言いにくんだ」と。むしろ消費者団体の方が頑張つていたというような話がありまして、このあたりも、これからは農業者を代表するのは一体誰なのかといつてもちゃんと見えなければならないと思います。

いずれにしても、これが公開されると全国からものすごい反応がありました。「一体何を議論したのか」「これでは困る」ということが、特に地方のいろいろな農業団体・消費者団体だけではなくて、自治体の議会決議という形で、府県議会などでも同様ですが、食糧自給率向上の決議とかですね、私たちが先ほど言ったようなことを出してくださいました。これは結構効果がありました。農水省が事務局をやつてから、農水省のもとにそういう意見書がどんどん全国からきます。ぜひ意見を寄せてくれといふとを呼びかけていますから無視するわけにいかない。それで財界側に立った意見書というのはほとんどなかったそうです。だいたいは日本の農業を守れど、そういう方向で議論をしようと、我々とほとんど同じ趣旨のものがほとんどでした。このことじたいが調査会の雰囲気は変わつたようです。

事務局の農水省としても、実はかなり前半の議論ではあわせていたのです。こういう市場原理派のところではどうか、こういう人達の議論といふのは突き詰めていくと、貿易とかそういう需要供給といふのは市場原理に任せなさいと、政府が余計なことをやるなし、つまり農業政策はいらない、もつと言えば、農水省もいらぬといふ話になつていくわけです。ですから役所も流石に慌てて、むしろ全国から集まつた意見書を

材料にして役所としての体勢を立て直したといつてゐるあります。それで後半の議論はだいぶ事務局が引つ張る形で、もつと農業確立の方向で議論をしていただきたいといつてなつたようあります。最終答申は中間とりまとめから見れば相当書き返したといふか、それよりは良くなつていていたというのが我々の評価であります。

(三) 地域農業の検討を怠つた最終答申 自給率の数値目標を見送る

「最終答申は私たちの主張にどれだけ答えたか」というのがありますけれども、「数百の意見書が寄せられ、その内容のほとんどが私たちの主張と基本的に同趣旨のものであった。そのこともあって平成一〇年九月に提出された最終答申は、中間答申に比べれば国内農業の再生という理念において前進があつたと評価してよい」ただし「なぜ基本法を変えたのか」という一番我々が聞きたかったことについては、非常に抽象的な「二一世紀になるから新しいのが必要なんだ」みたいな非常に抽象的な文章で、まともに答えていないといふ、そういうことを私の文章の中に書きました。

それで最終答申で、この中間とりまとめの四つの論点といふのはどうなつたのかということを見てみますと、まず第一の、国内農業の位置づけです。これについては、「具体的政策の方向」の第一項目に「総合食糧安全保障政策の確立」ということを掲げ、「食料の輸入依存度を更に高める」ことは我が国の食料供給構造をより脆弱にすること、資源の制約のある地球社会において自国の農業資源を有効活用することは各國の責務である」と等から、農業構造の変革等による生産性の向上を図つていくことを前提に、国内農業生産を基本に位置づけて可能な限りその維持・拡大を図つていいくべきである」といつふうに、かなりはつきり書いております。

それから、国内農業の維持・拡大の指標となる食料自給率につじては「それは食料政策の方向や内容を明示するものとして、意義があるものと考へられる」と述べるに止まつており、期待された数値目標の設定は見送られた。我々は食料自給率を何%まで高めるということをはつきり言つてほしかったのです。そのためにはじつたい何をどうするのかどううことで全体をつくつていつてほしかったのですけれども、これでは目標が定まらない、それでも「自給率という概念 자체があいまいで使うべきでない」という意見さえあつた中間答申に比べれば一步前進であるが、目標値の設定を要求した私たちの意見には答えていないといふことがあります。

それから二番目の株式会社の土地所有についてには、株式会社の農地権利取得について最終答申は一、農地の有効利用が確保されず、投機的な取得につながるおそれがある。二、周辺の家族農業経営と調和した経営が行われず集団的な活動によつて成り立つてゐる水管理・土地利用を混乱させるおそれがある、といつて二つの理由を挙げて、「株式会社一般に土地利用型農業への参入を認めぬことは合意は得難い」といふふうに、とにかくノーと言つたわけです。しかし出口は一つ開けておきました、すべての株式会社に拒否的なのではなく、現在の農業生産法人や農家が、今の法人というのはだいたい有限会社ですね。これが更に発展して株式会社になる場合がある。そういう場合はいいだらうといつことを書いています。そういう場合だけではなくて、それをもう少し拡大して、普通の株式会社でも眞面目に農業に取り組むといつことが証明されていればいいだらうといつことになつております。「投機的な農地の取得や地域社会のつながりを乱す懸念が少ないと考へられる形態」については、株式会社が土地利用型農業の経営形態の一つとなるといふことを認めるとしており、出口を一つ残す答申となつたといふことです。あと直接所得補償方式は、中山間地のデカッフルリンクにつじては政策として有効であるといつふうに書かれてあります。

全体として、株式会社につじては引き分けなので、自給率につじては、自給率は政策として採用するにこゝらうじていたのだけども、数値目標を結局出さなかつたから、全体としては一勝一敗一引き分けということになるかなといふうに私たちは読んでおりました。

それとやつぱり我々にとつて一番残念だったのは、本当の論点というのは4つだけではないはずなのです。価格は全部市場原理でいくということが頭に書いてありますけれども、それは全会で一致したのかどうかですね。どうも一致してゐたようです。そのことにつじて我々はもつと物を言わなければならぬし、何よりも、最初に申し上げた、なぜ基本法を変えなければならないのかといふことにつじて、もつと明確にその理由付けをしてほし。そうすれば、農政としての法律责任を取らなければならぬのかといふことを基本法にもつと盛り込むべきことがはつきりしてゐるのではないか。このことにつじては全く見送られました。

(四) 北海道農業に触れずに見送る

それから残念なのは、北海道について、これは他の地域とは違う、特別な意味をもつた地域なんだから、北海道をどう見ているのか、それに対してどうするのかといふことについて、せひ触れてほしいといふことも全く見送られました。ついでには、この最終答申につじては、私たちが満足できるものではなかつたといふことがあります。

これでひとと新しく基本法はどうなるのかといふ話に移つてきます。ただこれは私はいろいろがつからしたといふ話ばかりしてますが、全くどうにもならぬといふことを申し上げたいわけではないのです。何も手掛かりがなかつたら頑張りよつもないわけですから、といふ声というのは我々だけが言つてゐるのではない、当然農業団体も言ってゐるし、それから皆さんを代表する国会議員の先生方もいるわけであり

ますから、それはいろいろ農水省にとつては、北海道をどうするんだといふ声は届いております。それに対する全く考えていませんと言つわけにはいかないわけです。はつきり言つていないので、この農政改革大綱、農政改革プログラムの中に、これはひょっとしたら北海道のことと言つてゐるのかなどいろいろなことが散りばめられております。ですから、これからいろいろ文章をよく研究してその中から手掛かりを見つけて、どんな小さな入口でもいいからそれをこじ開けて光を入れるというようなことをやつていかなければならないのではないか。そういう立場で読めば、結構いろいろ手掛かりはありますよどう話をこれからしようと思います。

三、最終答申にみる新しい基本法の骨格

(一) 総合食糧安全保障の理念に政策的裏付けはあるか

まず最終答申にみる、二番目のところです。先ほど書いたようにこの答申は「総合食糧安全保障」という力強い理念を掲げて、そのため国内農業を維持・拡大するということを宣言しておられるわけです。これも一つの手掛けりなのですけれども、総論としては非常にいい総論を掲げていると思います。しかし問題は名論の方です。それをじやあどうやってやるんだ、ということについての政策的裏付けがほとんど見られない。作物別の名論になると全部「価格制度の見直し」、「市場原理の一層の導入」ということと書いてありますから、これは間違いなく価格が下がつてくることですね。価格が下がつてくることで、一体どうやって国内農業の維持・拡大を図るのか、これが一番聞きたいところです。できるわけないわけです。価格というインセンティブですね。これを抜いておいて、維持・拡大しようとでもできるわけがない。

(二) 食料自給率についての調査会の認識

それともう一つは、食料自給率についてです。食料自給率四一%と言つていたけれども、じつは議論をしてらるうちに四一%まで下がりました。これをじままで上げるのか。やっぱりその目標をちゃんと示さないと政策と言えないのではないかということを、我々だけではなくてみんなが言つてきたのですが、ある意味ではここに書いてある食料自給率の認識というのは非常に問題がありますて、つまり食料自給率のはじめやつて決まるかというと、要するに「消費者の選択で決まる」と書いてあるのです。消費者が国内農産物をたくさん食べれば自給率は上がるし、輸入物をたくさん食べれば下がるんだと。それと国内生産者が消費者に選んでもらえるような、安全で美味しい安いものを供給すれば上がるし、それが供給できなければ下がる。いずれにしても消費者と生産者の努力で決まるのであって、政府の政策には関係ないと。関係ないとは書いてないのですが、要するに政府には責任がないということを言つておられるわけです。これはちょっと恐るべき認識だと思います。食料自給率をどうするのかと、これはもう政策問題です。そこがやっぱり一番農業政策の根本だ、ということに私たちちは思います。皆さんもそう思うでしょう。だから上げようと思えば、いろんな誘導策を取りなければならないのです。最終的には消費者だとしても、どういう誘導策を取るのか。やっぱりそれがなかつたら、じつも政策とは言えない。それに対して、だからやっぱり何%といふことを言わせなければだめなんだ。これはたくさんの人々がそう言いました。自民党の農政対策でもやつぱり食料自給率を明記せよということを言つております。

その結果、これが手掛けりの一つなのですが、この中では食料自給率の目標の策定というのがあって、「食料を安定的に供給することとともに、不測の事態における食糧安全保障を確保するとの基本的考え方」に立ち、

生産・消費両サイドからの食料自給率向上に向けた取り組みを前提として」というのは、今さつき私が言ったことじです。基本は生産者と消費者だと云ふことを言っておいて、そういう「関係者の努力喚起及び政策推進の指針としての食料自給率の目標を策定する」こういう書き方です。「食料自給率の目標を策定する」と云ふことをはっきり書ったわけです。ただし、「関係者の努力喚起及び政策推進の指針としての」、という言い訳がましい言葉がついてゐる。これは気がつくわけですが、一応「目標は策定する」と云ふことは間せだ。

じゃあ、何%なんだとうつすがすぐ出しますね。これは全中及び自民党は五〇%ということじで、農業新聞などにもまだいふこの五〇%キャンペーンが張られましたけれども、それで一応基本法にも数字を出すといつぱうに言つてます。五〇%と書くかどつかうどいうのはまだわからぬのですが、伝え聞くところではたぶん四七%という数字になるのではないかと、だいぶ値切れてゐるわけですね。独立国として四七%を目標すなんていうのは、それだけでもちょっと恥ずかしい。少なくとも五〇%以上でないと、それこそ基本法に書く数字ではないのではないかと思うのですが、四七%と云う数字が見え隠れしてゐるのだそうです。しかし考えてみると、今四一%。これを四七%までもつていくとどうしても並大抵のことではないわけです。例えばこれを内地の米については元々自給状態ですか、それを畑作それから畑産、そういうもので上げていこうと思つたら、例えは小麦だけで一%上げようと思ったら今の三倍生産しなければならないのだそうです。これは結構大変な話です。いやあ價格といつするんだ、といつよくな話がすぐ出でるわけです。それじやつぱり米以外のもので頑張らなければならぬことになれば、野菜・花といつのは價格的には高いのですが、カロリーベースで言うとあまり当てになりませんから、畑作・畜産・酪農といつことになっていねど、これはやつぱり北海道農業が相当頑張らないと自給率のアップどころではない。その点で食料自給率の目標を策定するといつう

ふのじつじに書いたところとは、北海道をひつするかじう問題に否応なしに取り組まざるを得ないといつじあります。これが一つの大きな手掛かりになります。

(三) 価格支持政策と国境措置のゆくえ

今更、何故米の関税化を

それから、次の価格支持政策と国境措置の話ですが、これは全体としては、国境措置は外す、それから価格政策は見直すと、今は少なくとも生産費所得補償方式的な価格支持はやめるといつことをはつきり言っています。消費者にもっと国産物を買つてもういためにも価格は下げなければならないといつようなことも言つてます。

それでいつたじうじうやって食料自給率を上げるなどといつじつじは、経営安定対策といつ言葉が準備されております。その点で今回の答申の中に手掛かりを求めるとすれば、「意欲ある担い手に対する所得確保対策の導入」という項目があります。これは「価格政策に市場原理を一層活用する」とじうことがその前に書かれていて、それとセットになつていて、市場原理を一層活用すると価格の大幡な下落といつことが起きているから、それによつて「大規模な経営等意欲ある担い手の經營が大きな打撃を受ける」ことを防ぐため「価格低落時の經營への影響を緩和するための所得確保対策を講じておくる」とじうことが書かれています。

これがその経営安定対策と言われてゐるもので、この中を見つづきますと、それは個々の農産物の價格を通じて補償するのではなくて、個々の農産物がこれだけ落ちたからだけ補償するよ、といつやり方ではなくて、經營全体としての所得を補償するようなり方をしますよといつことで、これを読んでいるとかなりテカップリングの考え方についのです。総体としての經營に対し、所得補償といつこととも書いてないの

ですが、役所の人に聞くと、「これはかなり北海道の大規模經營、專業經營を意識した項目です」というふうに言つてゐるので、私たちが言つてきた「平場の專業農家にこそデカップブリングを」という主張がこういう形でじきそつと盛り込まれてゐるのかなという感じも致します。農政の人は、だから期待していいんだというような言い方をしておりますが、そうだということは文章的にはどににも書いてないのです。これは直接所得補償方式みたいなことをわざつかせると、今は大蔵がものすごい神経を尖らせるのだそうです。だからなかなか書けないのだと。けれどもこういう形でとにかく種は植え込んでおきましたよといふようなことですので、この辺も皆さん、ぜひ研究していただきたい、いろんなルートで、それが手掛かりだということであれば、それを揃んで放さない、それをもっと大きなものに拡大していくということが、これから北海道のやるべきことになるのだろうと思います。

それから、この雑誌には酪農総研の天間所長の論文（第三十二回所載の論文）が載つております。天間先生、最近物をはつきり言つようになります、なかなかいいことが書いてあります。それで我々と非常に似ていてだいたい同じですが、我々が言わないことも言つております。

最初におっしゃつてゐるのは、国際化対応がはつきりしないと。ウルグアイ・ラウンドからWTO協定ができるそのもとで今日本は大変困っているんだけれども、二〇〇〇年の再協定というチャンスに対してどうするのだということが全然書いてない、それこそが一番基本法の大重要なことだったのではないか。そのことについて全く触れていないというのはひういうことなのだと、うつに書いて、それは全く私たちも同じ意見であります。やはりこれがないということが一番の問題ですね。その上で天間先生は、WTOで、これはどういう議論になるかまだわかりません、関税化については長尾さんの方から話があると思いますが、この前バタバタと米の関税化に踏み切ったわけです。あれは結局組織討議というのはどうなつたのか、ほとんど間に合わなかつたのではないか

と思うのですが、今更関税化じきじきわよると我々もびつくりしました。本当に八〇〇%とか一〇〇〇%という関税をやって守れるのであれば、何でウルグアイ・ラウンドでそれを言わなかつたのだということです。あの時関税を選択しておればミニマムアクセスは三%で済んだわけですから。もう八%近くまで上がつてきて、何でこの今のタイミングであいう問題を出してくるのか。誠に不信であります。その辺の国際化対応が全くなつていない。なつていないと、霞が関がわかっていないのかあるいはかなり重要なことを隠しているのか、これは大変不信感を持つわけであります。いずれにしてもこれからは、まして関税化ということになればなおのこと、天間先生がここで言つていますが、価格はもう市場価格でいくしかない。つまり価格が下がれば消費者も喜ぶわけです。しかしそれでは農業がもたないからそこはデカップブリングで行けど。だから今まで価格支持政策に使つていた金を直接所得補償方式に回して、それを農家に補填せよと。既にそれはヨーロッパもそうだしアメリカもそういう方向に来ているわけです。

(四) 直接所得補償政策の導入をめぐつて

この天間先生が出しているデータが非常に重要であります。「地域と農業」第三回の第1表「主要国の農業関係予算の動向」というのがあって、これは結構よく見るデータなんですが、アメリカ、EU、日本というものが書いてあつて、農業関係予算、アメリカが一九八〇年に三四八億ドルとどんどん増えていて、八六年五四八億ドル、八〇年を一〇〇として一五七、六%増えているということです。EUも一一九億ドルから四六二億、これは何と三八八%、四倍に増えている。日本だけが三兆一千億から一兆六千八百億に落ちて、八六%、大幅に減らしているということです。しかもちょっとEIIのところを見て下さい。そのうち価格・所得関係費、つまり農家の腰に直接入るもののが日本は一・一%

かない。しかもこれ減つてしまひます。かつては一四・九%あつたと。E.I.は九五%とか、九六年度も八九%。

つまり農業予算のほとんどが価格支持、または直接所得補償で農家の懐に入ることになつてゐる。日本は農業予算が少ない上に農家の懐には一割しか入らない。ほとんどこれはどこに行くか、だいたい土建屋さんとか機械屋さんに行く。ウルグアイ・ラウンド対策の六兆百億円といふのもそうですね。ほとんどは事業費といふことで農家のところには直接来ない。アメリカも日本と似ていますけれども、これはちょっと意味が違います。

ですから流れとしては、E.I.もアメリカもそうですが、農業予算というのは世界的にはじてじて増やしてはいるのだと。しかもそれは直接農家を支援するような形で使われてはいるのだということです。今アメリカは

ちょっと違うと言つたのは、一六ページの表で「農産物価格と消費者からの所得移転」です。つまり農産物の価格を全体を一〇〇として、農家に入つてくるお金と考えた方がわかりやすいかもしません。農産物を売つて生産者に入つてくるお金のうち、消費者から幾らもひつて国から幾らもひつてくるかとの図です。これを見ると日本は九〇%以上、ほとんど消費者からもひつてくるということです。ところがE.I.は消費者からの移転は六割ぐらいです。四割が実質的な納税者からの移転、つまりテカッブリングです。直接所得補償です。アメリカはもつと直接国からもひつてお金が多いです。こういうデータをもとにして、天間先生は日本も価格支持といふことは消費者と利害がぶつかるから、それよりはむしろ直接所得補償とこうことを主張したらいでのではないかといつ、大変明快な論説をこじり出しあります。

日本は世界一農産物が高いといふことを言われるわけですけれども、日本ではその割に消費者からの不満といつのはそれ強くなかった。もちろん消費者団体は日本の農業を守れといつぱりと言つてくれてはいる。それはなぜか。その秘密を解くのが一六ページの「エンゲル係数」だとい

うことです。これを見ますと、日本はエンゲル係数が低いのです。エンゲル係数というのは、皆さんよくご存知のように、総支出のうち食費の占める割合です。日本では教育費とかそういうのがものすごく高いから一七・八%。アメリカよりは高いですけれども、ヨーロッパ各国よりは低いのです。だから消費者はあまり食料品の価格といふことに神経質にならないで農業を応援してくれた。しかしこれからはそれほどの神経質ではないだろうか。不況になつてきて、消費者の懐がきつくなつてくる。そうするとエンゲル係数も高くなつてしまさるを得ないだら。そつなると当然農産物価格が高すぎるといつふうな声が大きくなつてくるのではないかだらうか。そういう意味でも、財政負担か消費者負担かという問題では、財政負担つまりテカッブリングの方向に舵を取つた方がいいといつ主張であります。

こうしたことについて、私たちにはそこまでは言つていらないわけでありますけれども、世界的な流れが価格支持からの所得補償へと、価格政策から所得政策へといつ、そういう流れがあつて、それに日本は全然乗つてはいけない。乗り遅れてはるどころか大幅に遅れてるんですね。そういうことについてどうするのかどうかことに迫つていく必要がある。

四 新しい基本法下で北海道農業の確立を

それからついでに申し上げますけれども、幸さんや長尾さんが入つた座談会、この中に中央会の入江さんが入つておられますので、中央会がどういう立場をとつてきたのかどうとも良くわかるようになつております。この座談会はなかなか問題・論点がわかりやすくてはつきり出しています。大変参考になります。(第三十一回所載の座談会)

また、「二十一世紀の北海道農業と農村」という本をぜひ読んでみて下さい。私たち全国の農業経済学会の先生方を中心に、内地の方に三〇〇か四〇〇部ぐらひままで送り付けたんですけども、大変良い反応

が返つてきしなります。つまりいつのことをやつたのは、この間、北海道だけなのです。地域農業の立場から中央にはつきりものを言つた北海道に感動したと、さすが北海道だと。しかし内地は一種兼農家ばかりで鈍感で、我々もあまり声を上げないでいたけれども、基本は北海道と同じだと。やっぱり一番ものをはつきり言ふのは北海道だと、いつも同じじで、それに励まされて我々も頑張ります、というような反応がたくさん返ってきております。これは研究者仲間の話ですが、行政や農業団体も同じだと思ふのです。向こうの農業団体というのは今なかなか正論を言えない、專業農家が小さくなっていますから。むしろ農地が漬され転用されれば二種兼農家は喜ぶみたいな構造がありまして、そういう中で、やっぱり北海道から声を上げるといふことをみんな期待していました。

〈質疑〉

司会： 石狩北部地区の改良普及センターの武澤さんから、WTOを受入れをしなければならなかつた背景はいったい何なのか。これは恐らく、非常に厳しいWTOの攻撃を受けていたといふ時代なことだと思いますが、この背景はどういうことなのか具体的にどう教示下さいとの質問です。

WTO協定受け入れの背景

大田原： これは難しく考えるよ、我々がわからないこんな背景があるのかもしれません。しかし素直に考えますと、WTO協定といふのは

ガット農業合意を協定書にしたものですから、ウルグアイ・ラウンドで日本が農業合意を飲まされたのはなぜなのかということになるのだと思います。ウルグアイ・ラウンドというのは一九八六年に始まって九三年に終わる、要するにあの頃は今と違つて、日本の国内でもさうだし国際的にもバブルのまゝ最中についたのがウルグアイ・ラウンドなのです。全体の論調もそういうことで、二つの条件があつたわけです。一つは日本が膨大な貿易黒字を持つていたということ。それから世界的に農産物が過剰だったといふことです。過剰で、アメリカとEUがお互いに輸出補助金を付け合つてダンピング競争をやつていた。それでそれが両方の財政を圧迫して、これではどうにもならないからお互いに輸出補助金とか市場閉鎖といふことは止めよう、貿易を自由に任せようといふことで、アメリカとEUが最終的には手を打つたといふことです。

そういう中でもやはり日本は自由貿易、工業製品の方では自由貿易のメリットを満度に受けて、自動車から電気製品から日本の工業製品が世界中にあふれていた。日本はもう黒字が溜まつて溜まつてどこまでもないと。この黒字減らしをひくんだ。これは農産物貿易でやるしかないのではないか。こういったことがあったわけです。ですから結果それに妥協せざるを得なかつた。マスクもあの頃の論調は、日本はこれだけ工業を儲けていて農業だけ市場開放しないというのはおかしいと。農業は迷惑を被るかもしれないけれども、小指の痛さと全身の痛さどっちが大事なんだといふキャンペーンをマスクが張つたわけです。そういう中で、国内的にも農業擁護派はそういう市場開放派にやられたと。それがやっぱりWTO協定の背景でしょ。ね。

しかしそのことが今となってはいるか。これは逆になつてゐるわけです。世界の食料の自給は過剰基調でした。しかしそれも九一年までで、それ以降はむしろ不足だ。二一世紀は膨大な食料不足の時代が来るといふことが既に言われているわけです。それと貿易黒字の問題も、今の日本はまだまだ黒字ですけれども、これはむしろ日本の工業の方

が少しおかしくなつたときにアメリカが絶好調になつていて、自動車とかそういうところでも負けじふと。そういう背景を考えれば、次の二〇〇〇年の再協定では仕切り直しどうことが当然されなければならぬ。そういうふうに考えております。

司会： 今お指摘のよひに、二〇〇〇年にまた交渉の再開がなされるわけですが、今先生のお話のように、情勢も変化しておりますし、特に私どももウルグアイ・ラウンドが決着をみると、消費者の意向というのがあまり農業関係の人はつかんでいませんでした。その後、ものすごく消費者への接近が始まつて、最近では生協をはじめ総理府のアンケート調査をとっても、八〇%から九〇%は食料は国内で自給しない消費者的要望が非常に強いところを背景にして、再交渉には地方自治体や農業団体をはじめもつと政府に迫つていかなければならぬのではないかと考えます。

経営安定対策は本当か

大田原： 捕足したことがあります。さつきの経営安定対策です。これが本当に「カッピング」的なものになるのかどうか、半分期待して半分危ないなと思ってるのですが、これは中身はどうなんだと聞いてみると、新しい米政策ですが、既にテストケースで出しているという説明をされます。あれは一種の保険方式ですね。あれで経営安定といふことなるのかということについて、これはぜひ皆さんに議論していただきたい。この農政改革プログラムの中でも、経営安定対策という項目の次に農業災害補償制度の見直しが出でております。今の共済制度というのは自然災害による損害を補償するという制度です。ですから多分考えていることは、それに市場価格の暴落どころのも入れて市場価格が下がつたときも共済で補填できる、そういうのを考えているのです。

もしもそれが、私はこれは経営安定政策としてはないのではなくかと思います。米地帯ですから皆さんよくおわかりだと思うのですが、保険というのは偶然的な、それこそ天災みたいに偶然的に上がつたり下がつたりするときは有効ですかとも、傾向的に低落していくといふことに対する保険は無力です。だから新しい米政策も、過去三年間の平均価格との差額の八割を補填するということですから、この過去三年間の平均がどんどん下がつていけば、どんどんどんどん補填されるのは小さくなつていくわけです。実は共済制度に市場価格の低落といふのを盛り込んでやるというのは、既に愛媛県がミカンの危機のときに一度やっていました。でもこれはミカンの自由化がどんどん進む中で一年間ぐらいで破綻したはずです。保険ではなくたない。だいたい私たちに言わせれば、政府がWTO協定を受け入れたことから起きたこの価格暴落を補填するのに、何で農民が掛け金を払わなければならないんだと。保険ではなくて政府が責任をもつて補償するという制度にしなければダメじゃないか、EFOはそれをやつていますよといふことなのです。ですからここのところは米地帯として、それでいいのかどうかという議論をせひしていただきたいと思つております。この点については、多分長尾先生の方からも後でお話が出ると思いますが、この経営安定対策との関わりでちょっと補足いたしました。

司会： それでは「北海道の稻作経営問題」ということ長尾先生お願いします。



▲司会の幸さん

北海道の稻作経営問題

釧路公立大学経営学科 教授 長尾 正克

一・コメ関税化の意味

(一) 米の関税化特例措置の受け入れ

長尾： まず、今回は北海道の稻作経営問題を抜本的に見直す時期ではないだ sugarsかということで、後で大変重大な提案を皆さんに致したいと思っております。

「コメ関税化の意味」という話になりますけれども、米関税化の意味について述べたいと思います。昨年農水省はまことに国会決議を経ないまま「米輸入関税化」に踏み切ったわけですが、その理由を聞いて実

は大変驚いたわけです。農水省の論拠が第一に、早期の関税化はミニマムアクセス米の輸入量を減少させる、第二に、高関税化で輸入をストップする、第三に二〇〇〇年からのWTO協定の見直し交渉に有利、といふものであったからであります。こんなことは九四年のガット・ウルグアイラウンド交渉で合意しまして「米の関税化特例措置」を受け入れたときから既にわかつっていたことでは無かるかということなわけです。当時即関税化を受け入れていたなり、ミニマムアクセスも現行の四%から八%と、六年間に四%から八%に徐々に増えしていくのですが、それよりも低い三%から五%で済んだわけであります。しかも、当時ですら

(二) 米の関税化特例措置の受け入れ

ガット・ウルグアイ・ラウンド合意時には、マスコミがそんな高関税を張ることは不可能であるという論陣を張っていたため、私も説めてしまったのです。もうこれはとにかく貿易の自由化なりグローバルスタンダードということで、市場経済の進化という流れに対して難しいのかということことで、止むを得ない決断だったのかなという経過があります。しかし、よくよく米の関税化特例措置というものを見てみると、関税化を拒否したのではなく、将来の関税化を前提として単に関税化を遅らせるための措置であります。農水省はそのために敢えて過酷な輸入

義務量を受けたわけではありません。というのミニマムアクセス米を引き受けたということです。この特例措置を二〇〇一年以降にも継続させようとすると、関税化の時計の針は進んでるので過酷な八%のミニマムアクセスに加えてさらに「追加的かつ受入れ可能な譲許」として、ミニマムアクセスの上乗せを義務づけられていたわけです。



▲講演する長尾先生

表1 コメの国別輸入割合及び数量（95—98／10月までの量）

(単位: %, トン)

	輸入国名	ミニマムアクセス米		S B S 米	
		輸入割合	輸入量	輸入割合	輸入量
うるち短粒	アメリカ	0.0	85,000	34.6	49,439
	中国	8.5		49.9	71,180
	オーストラリア	0.0		8.1	11,556
	その他の	0.0		2.6	3,665
	計	8.5		95.2	135,839
うるち中粒	アメリカ	64.6	650,000	2.0	2,835
	中国	0.0		0.0	
	オーストラリア	26.9	271,270	2.5	3,587
	その他の	0.0		0.3	436
	計	59.5	922,181	4.8	6,858
うるち合計 (短粒十中粒)	アメリカ	64.6	650,911	36.6	52,273
	中国	8.5	85,000	49.9	71,180
	オーストラリア	26.9	271,270	10.6	15,143
	その他の	0.0		2.9	4,101
	計	100.0	1,007,181	100.0	142,697

注1) ミニマムアクセス米としては、うるち長粒種、もち、破米も輸入されているが、上記表からは除いてある。

さらに、このミニマムアクセス米の受入れに対して、政府は「米のミニマムアクセス導入に伴う転作の強化はおこなわない」という閣議決定もありまして、これまで加工米、援助米、飼料用米と主食以外の供給がなされるということも主張してきたわけですがとも、しかしミニマムアクセス米の中には輸入業者と卸売業者などのユーザーが連名で入れす

の日本の米（売買同時入札米）が一定量ありますし、その大部分が主食といふ。それが全部主食に回っていると言われています。実はこれも日本の米が北海道米や青森米、一部岩手米とパッティングしているということがあります。なぜなら、自主流通米市場における北海道米の累積はこれが原因になつてゐると言われております。そして、これは後の表1で見ていただければわかるのですけれども、奇妙なことにこれまで輸入されたUSA米の四九・九%が中国米で、三六・六%がアメリカ米なのです。中国はWTOの正式メンバーではないはずなのに、なぜ中国米を入れようとするのか。中国米の大半があきこまかといつ品種を使つてゐるのを考えれば、非常にこれは問題ではなかろうか。農水省は「ニーマムア」セス米が主食に転用されないようになぜチェックしないのであらうか。ところでも、外国の援助米には日本のお米も援助米として無償で出してゐるのですが、このニーマムアセス米にだけは自給に迷惑をかけないと言ひながら、実はそういう形で実際にかけているのです。こういうことが非常に疑問なわけです。

（三）関税化による過酷なしわ寄せ

このように関税化によりもつとも過酷なしわ寄せが稻作農家、とりわけ北海道・青森の稻作農家につくることがほぼ事前に予測できたはずの「メキシコ税化特例措置」を政府はなぜ選択したのか、説明をする責任があるのではないかと思います。極端なことを言いますと、「ニーマムア」セス米の販売差益、マークアップを得るために北海道の稻作農家を売つたのではないかとうかとういう疑いもあるわけです。

また、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意はわが国の食料の安全保障からみても、極めて深刻な問題を提起しております。食糧問題が安全保障上の問題になるほど食料自給率が低い国としては、輸入国側は輸入に対する関税の方式しか制限の方法がないのに、輸出国は自国の事情で輸出を制限したり、禁止の方策をとるなどこれが可能な農業協定になつ

ております。

門口を開いて自分たちの農業がコストで負けて、じゃあもう相手に依存しますよ。その場合相手側はその分だけ自分の国と差別しないで同じ条件でこっちの方に売つてくれなければ、それは自由貿易の原則にならないわけですけれども、そういうことになつていないので。それで罰則規定がないから輸出禁止をしたりいろいろなことができるわけです。このように不平等条約になつてゐるわけであります。買いたくても買えず、政治上の問題で輸出を制限されば、輸入依存国の不安は、食料ですからものすごく大きいものになります。どんなに外交関係が緊迫しても、経済制裁や政治上の制裁の道具として食料を使わないことを輸出国は約束してくれなければ困ります。これを日本では要求したのですが、アメリカは約束をしなかつたのです。沖縄でも何でもそうですね。NATOの軍事基地と日本は全然違つて、NATOは犯罪を犯したのを基地にいたも逮捕できますけれども、日本は逮捕できないという、こういう不公平なことを平気でなせ認めるのか。

（四）農水省、外務省、マスクミーによる

情報操作

このようにガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の中身に関する情報が他国の主張を含めて極めて不足していたのは、明らかに農水省や外務省、さらには新聞をはじめとするマスコミによる情報操作によるところは疑いのないことであります。このためわが国農業の将来を決定づける国際条約が、我々農家の立場に立つておられる研究者や何かをつんぼさじきに置いたまま決定されてしまつたことなわけです。

農水省はなぜこれまでして北海道の稻作農家を苦しめようとするのか。これはせひ説明を聞きたいというものであります。私がなぜこう怒るのかといふと、当時の細川首相は受け入れたときに何を言つたかといふことです。この回答は、細川さんが農業のことをわかつてゐるわけない

んだむから、これは農水省の官僚が書いた作文を彼はそのまま読んだわけあります。というじと、ガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉過程において、わが国の選択肢は三つありましたと、彼はこう述べています。「第一は、調整案の受け入れを拒否し、他の調整案を出して包括関税化への反対を続ける道、第二は、農業合意案の原則にもどり、お米を含めた包括関税化をそのまま受け入れる道、第三は、ウルグアイラウンドを成功裏に終結させ、かつわが国の立場を可能な限り確保するぎりぎりの妥協点として調整案を受け入れる道であります。

まず第一の道については、現時点での別の修正案を出しても、交渉の現状からみて賛成する国は皆無であり、従ってこの道を取ることができないことは明らかであります」つまりあくまでも国境措置を入れて輸入制限をしますということは難しいといふことは、「これはこういう見方でいいんだろう」と思います。「次に第二の道は、わが国の農業・農村に深刻な影響を与えてその存立を危うくするものであり、到底この道を選択し得るものではありません」。関税化受け入れというのは、ついこの間中川農林大臣が受け入れた関税化の受け入れであります。

「このふうことを言って受け入れるのは何だろかと云うことなわけです。そして要するに「第三のミーマクセス米を大量に受け入れなければウルグアイ・ラウンドが崩壊し、そのこと自体でわが国が国際的に非難を浴びるだけでなく、各との保護主義を助長しわが国経済の存立基盤も危うくなる」とは必定であります。また関係国からわが国の農産物輸入制限について、ガットの場合は一国間協議においてさらに厳しい条件を受け入れることを強いられることが考えられます。以上の考慮すべき幾つかの点を総合的に判断した結果、私は将来にわたる国益を考えて私の責任において、先ほど申し上げた第三の道を受け入れることと致しました」。

非常にふさけてくる話で、その時じやあ自民党は云つたかと言いますと、「わが党はダンケル最終合意案が示さ

れて以来、その不公平さを指摘しつづけて参りましたが、わが国の安全保障にかかる重要な調整案に対する細川内閣の対応は極めて不十分かつ不透明なものであります。取り分け他の分野では例外を認めるなど極めて現実的な解決が図られているにもかかわらず、農業分野では包括関税化の例外を一切認めないと云う非現実的提案への対応のため、ダンケル最終合意案を上回るミーマクセスを受け入れ、米・乳製品等の輸入拡大への道を開いたことは国会決議に明らかに反する行為といわざるを得ません」と。これはまさにこの通りで、自民党としては的を得た批判をしたと思います。しかし、細川内閣は一年も満たないで退陣して、その後は自民党が確かに政権を握っていたのに、なぜじやあ早く関税化の道を入れなかつたのか、受け入れなかつたのかというの、それはわからないです、これはやはり説明してもうわなればならないです。

日本の政治というのはアカウンタビリティー（説明する責任）という、なぜそういう政策を採用したかといふことを説明する義務は他の外國は必ずあるにもかかわらず、韓国でさえあるのに、日本だけがそういう責任を取らうとしないのです。これはやはり大変問題なわけであります、ウォルフレンの言つ通り、日本人を幸福にさせないそういう官僚システムといふものに相当大きな欠陥があるといふことは明らかです。

二・北海道稻作の特質—府県との比較

(一) 都府県稻作と北海道稻作の相違点

そしてそういう非常に疑惑に満ちた合意、関税化のあと、北海道稻作というのは一体全体どういうものか、もう一回深刻に見直しをかける必要があるのではないか。その見直しは別表の資料の方にありますので、それを見ていただきたいのですが。まず第2表の方を見ていただきたいのですけれども、都府県稻作と比べて北海道の稻作というのは規模が大きいといふことはもうはつきりしています。北海道は三ヶ所以上で六四、

六%を占めていますけれども、都府県では七六・六%が一〇未満であります。

土地生産性を表す指標として一〇%当たりの収量をとりまして、その推移と変化要因を検討するため表3と表4を掲げました。表4は、単収の水準とその増加度合いで、技術進歩、平均単収に対する標準誤差、そして平均変移係数、安定性の度合いを示しています。これを見てみたら

地域	年 度	収 積 農家数	収 積 農 家 構 成 比								
			1.0ha 未 満	1.0~ 2.0ha	2.0~ 3.0ha	3.0~ 5.0ha	5.0~ 以上	5.0~ 10.0ha	5.0~ 7.0ha	7.0~ 10.0ha	10.0ha 以 上
北海道	1960	115,494	45.4	26.1	16.4	10.7	1.3	—	—	—	—
	1970	95,389	27.8	17.5	16.1	26.0	12.6	12.2	9.4	2.8	0.4
	1975	61,765	32.1	18.0	14.1	21.8	14.0	13.4	9.8	3.6	0.6
	1980	54,674	23.4	15.4	15.1	26.8	19.3	18.5	13.4	5.1	0.8
	1985(総)	47,097	20.9	14.7	15.3	28.1	21.0	20.1	14.4	5.6	0.9
	1985(販)	46,823	20.4	14.8	15.4	28.2	20.2	20.2	14.5	5.7	0.9
	1990	41,020	17.8	14.2	15.3	27.8	23.3	23.3	15.9	7.4	1.6
都府県	1995	34,153	13.5	10.9	10.9	21.5	43.1	32.9	—	—	10.2
	1960	5,248,272	87.3	11.3	1.2	0.2	0.0	—	—	—	—
	1970	4,634,420	83.8	13.6	2.2	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1975	4,095,850	84.5	12.6	2.3	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1980	3,779,604	44.9	12.0	2.3	0.7	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
	1985(総)	3,503,470	84.6	12.1	2.5	0.8	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
	1985(販)	2,843,565	80.7	15.1	3.1	1.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
東 北	1990	2,532,839	81.3	14.2	3.1	1.1	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0
	1995	2,266,525	76.6	16.6	4.2	2.0	0.6	0.5	—	—	0.1
	1960	701,129	73.2	21.5	4.4	0.9	0.0	—	—	—	—
	1970	698,950	67.9	23.5	6.8	1.7	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
	1975	656,437	68.5	22.1	7.1	2.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0
	1980	625,625	68.0	22.0	7.3	2.5	0.3	0.3	0.2	0.1	0.0
	1985(総)	569,695	67.3	22.0	7.5	2.8	0.4	0.3	0.2	0.1	0.0
北 陸	1985(販)	533,735	63.8	24.4	8.3	3.1	0.4	0.4	0.3	0.1	0.0
	1990	490,068	64.2	23.8	8.0	3.4	0.6	0.5	0.4	0.1	0.1
	1995	446,393	59.2	24.6	9.5	5.2	1.6	1.4	—	—	0.1

資料:農水省「農業センサス」

注1)1985年までは陸稻を含む 注2)1990、95年は販売農家

わかるのですが、いずれの時期をとっても、技術進歩がありますから、傾向値が変動係数でありますので、三段階に一〇年ぐらいたつ三つに分けて計算してみたのですけれども、六六年から六七年の北海道の変動係数というのは一九・四%、これがハ六年から九五年になりますと二一・八%で不安定性は増えています。都府県は三・七%から九・四%、少し高くなっています。その原因是東北が五・一から一六・四%に増えています。北陸は五・〇が四・九と、これは安定しています。これは何を意味するでありますかということになります。

技術進歩によって不安定性が府県でも北海道でも増幅している背景といふのは、良食味、直接的には異常気象によるところが大きいのですけれども、その背景にはコシヒカリやサニーシキ、そしてきりう397のように冷害にそれほど強くない特定の良食味品種に作付けが集中してしまったということで、この冷害の影響を強く受けたことになったのではないかと思っています。そういうことを全部踏まえて考えましても、北海道稻作は依然として不安定性から脱却できていないばかりか、さらに不安定性を増大させているということをいふらも言えるのではないかと思っています。このことが北海道稻作を不利にしているというふうに考えられます。

次に水稻の生産コストを水稻一〇%当たり生産費でみますと、都府県と北海道の単収水準は先ほど検討しましたように、それほど差がないのでほぼコストを代表しているとみていいのですが、北海道と都府県の水稻コストを比較しますと、平均値でみると北海道の低コスト性は断然優れています。しかし三翁以上の上層の同一規模になると、その優位性はそれほど差がなくなる。なぜでありますか。これはやはり北海道稻作の技術体系は依然として都府県の中型技術体系の延長線上にあります、つまり、言っているのは、自脱コンバインと田植機の体系の流れにあるということなわけです。北海道独自の大型技術体系になつてないことが、転作が相対的に大きく配分されたため、水田規模が大きくなつて

なつても、北海道は大規模化によるコスト低減という意味での規模の経済性がそれほど発現していないよう見えます。

同じ大規模層同士の比較では、後に述べますけれども、適期作業期間が短い分だけ、大型機械を必要とするのでコストはむしろ高くなりやすいわけです。水田における農業の作業効率を下げるし、労働生産性の向上やコスト低減に大きな影響を与える水田の整備状況は、区画の大きさ、用水完備率そして農道完備率においては、北海道は都府県をやや上回っています。しかも、北海道は傾斜度の低い圃場が多くなつております。とりわけ石狩・空知・上川の主要稻作地帯では平野の優位性がでております。しかし、これほど区画形状に優れているにもかかわらず、都府県の大規模層となると水田が整備されているせいなのか、表5の一〇点当たり稻作労働時間にみられるように、その水準は北海道と遜色がなく、むしろ優れている場合もあります。北海道において稻作の省力化がなかなか進まないのは、中型技術体系の延長線上にある他に、やはり広範

表3 10a当たり収量の推移
(単位: kg/10a)

年 度	北海道	石・空・上	都府県	東 北	北 陸
1960	400	404	401	459	426
1961	426	429	385	453	421
1962	356	365	411	455	436
1963	396	410	400	432	434
1964	264	265	406	443	442
1965	334	347	395	463	439
1966	284	300	410	449	436
1967	452	457	453	517	485
1968	474	488	446	510	511
1969	351	357	442	495	467
1970	443	455	442	535	469
1971	273	279	421	475	452
1972	500	510	453	513	464
1973	479	486	469	520	499
1974	503	516	452	505	492
1975	446	446	484	553	514
1976	361	373	432	464	455
1977	504	514	476	530	517
1978	536	546	496	560	500
1979	502	514	481	539	485
1980	385	426	414	410	467
1981	413	422	456	448	482
1982	501	527	455	508	512
1983	355	366	466	522	486
1984	551	557	514	574	529
1985	497	496	501	577	522
1986	526	544	507	558	532
1987	472	487	500	564	529
1988	512	534	471	461	511
1989	526	538	494	535	507
1990	540	549	507	565	524
1991	500	532	468	497	493
1992	445	457	509	545	536
1993	203	239	382	304	458
1994	541	546	544	581	538
1995	522	533	508	521	499

表4 土地生産性の推移
(単位: kg/10a, %)

期 間	地 域	平均単収	傾 向 値	標準誤差	不安定生
1966 ~1975	北海道	421	12.8	81.5	19.4
	石・空・上	429	12.1	82.8	19.3
	都府県	447	4.8	16.5	3.7
	東北	502	5.4	25.8	5.1
	北陸	479	4.0	23.9	5.0
1976 ~1985	北海道	461	4.1	77.5	16.8
	石・空・上	474	3.3	74.5	15.7
	都府県	469	4.2	30.1	6.4
	東北	513	6.5	55.7	10.8
	北陸	496	4.3	22.0	4.4
1986 ~1995	北海道	479	-8.4	104.3	21.8
	石・空・上	496	-8.6	96.8	19.5
	都府県	489	-0.7	45.8	9.4
	東北	513	-6.3	84.3	16.4
	北陸	513	-2.7	24.9	4.9

資料: 農水省「作物統計」

資料: 農水省「農業センサス」

表5 水稲作付規模別10a当たり投下労働時間の推移

(単位:時間/10a)

年 度	平 均	北 海 道				平 均	都 府 県			
		300a 以 上	300 ~400	400 ~500	500a 以 上		300a 以 上	300 ~400	400 ~500	500a 以 上
1960	143.8	133.4	—	—	—	—	—	—	—	—
1963	125.3	116.5	—	—	—	—	—	—	—	—
1965	118.2	115.3	—	—	—	—	—	—	—	—
1968	109.9	107.1	—	—	—	—	—	—	—	—
1970	90.9	88.6	99.1	93.5	81.2	121.5	90.5	96.3	69.1	92.9
1971	80.2	78.2	83.8	76.6	77.0	112.2	80.4	83.6	66.8	91.1
1972	81.1	78.7	85.7	79.8	74.8	101.3	66.7	69.1	53.4	69.3
1973	75.7	71.7	80.1	67.6	70.5	94.2	66.7	71.0	47.8	67.0
1974	70.0	64.1	71.0	68.7	59.5	88.3	60.7	64.7	50.1	52.8
1975	56.5	53.2	67.7	68.7	46.5	83.7	57.7	60.4	53.0	47.0
1976	51.7	49.3	50.2	69.6	39.8	80.9	56.0	58.2	54.2	45.1
1977	44.8	41.5	52.1	55.3	34.8	76.4	54.8	56.5	53.1	48.7
1978	45.6	41.0	43.7	46.8	38.0	75.1	53.5	56.6	51.3	43.1
1979	44.2	40.9	46.6	48.1	36.3	71.8	52.5	57.1	47.4	39.1
1980	43.3	41.0	44.4	54.6	32.5	66.4	47.6	51.8	44.0	—
1981	44.2	42.3	57.3	47.1	33.9	65.4	48.4	51.4	38.4	—
1982	38.3	36.7	45.7	40.2	31.2	63.1	46.9	50.0	42.2	—
1983	40.1	38.3	48.8	46.2	30.2	61.9	47.1	50.0	50.1	31.4
1984	36.5	34.7	44.4	40.6	30.4	58.8	43.6	46.1	43.7	32.0
1985	36.2	35.5	44.5	39.4	32.1	56.5	41.6	43.8	42.6	33.8
1986	36.0	34.9	40.8	39.4	31.9	53.7	39.7	42.5	36.7	36.1
1987	34.9	32.6	34.6	36.8	30.3	52.1	38.0	42.3	31.7	33.8
1988	32.4	30.4	32.1	34.3	29.4	50.0	35.4	36.8	34.1	32.6
1989	31.5	29.7	29.1	35.9	28.6	47.4	33.8	37.1	31.8	29.8
1990	28.7	26.9	30.4	30.2	25.6	45.6	33.1	36.6	28.1	29.4
1991	28.2	26.3	30.0	33.0	24.8	44.1	29.9	32.1	27.5	28.2
1992	25.7	24.5	22.8	34.1	23.0	42.1	28.9	31.8	28.7	26.5
1993	27.3	25.6	—	—	25.2	39.6	27.1	28.7	29.4	23.2
1994	24.2	23.5	25.6	40.2	21.8	38.9	27.0	30.0	29.4	24.3
1995	24.9	23.9	29.0	32.6	22.1	39.2	26.1	30.2	25.8	22.8

資料:農水省「生産費調査」

円/時間

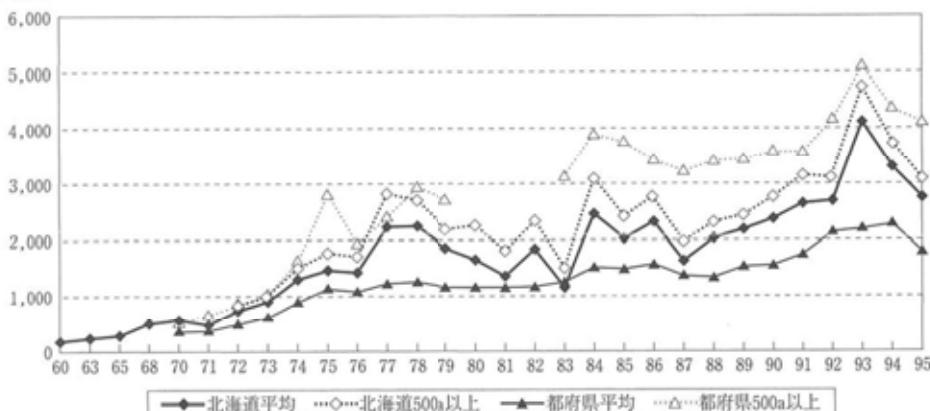


図1 時間当たり農業労働報酬の推移

資料:農水省「生産費調査」

だろうと。既に米というものは一物一価ではなくて一物多価になつて、ものすごい品質格差で値段が違つてきているということです。
最後に、稲作単一経営の農家経済の推移を検討いたします。図2の

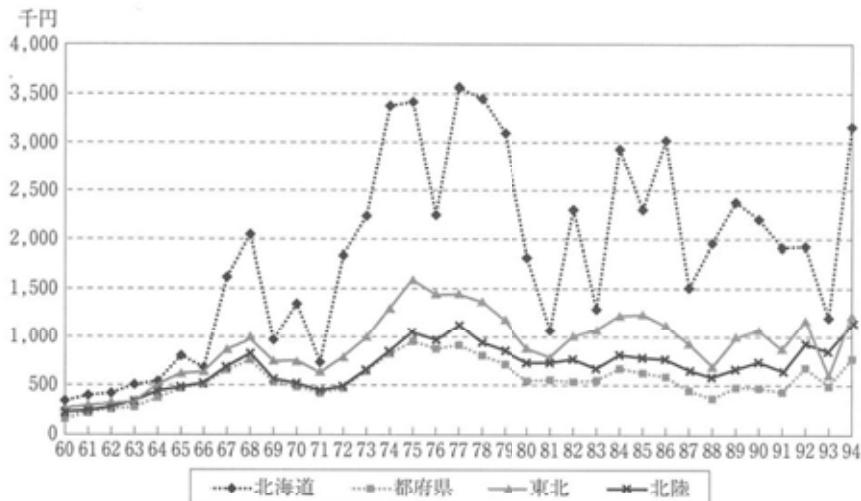


図2 稲作単一経営における農業所得の推移

資料：農水省「生産費調査」

注1) 稲作単一経営とは、農業現金収入のうち米現金収入の割合が1964～76年まで60%以上、77年以降は80%以上の経営をいう。

ただし、1960～63年は統計の制約のため実態調査全農家平均である。

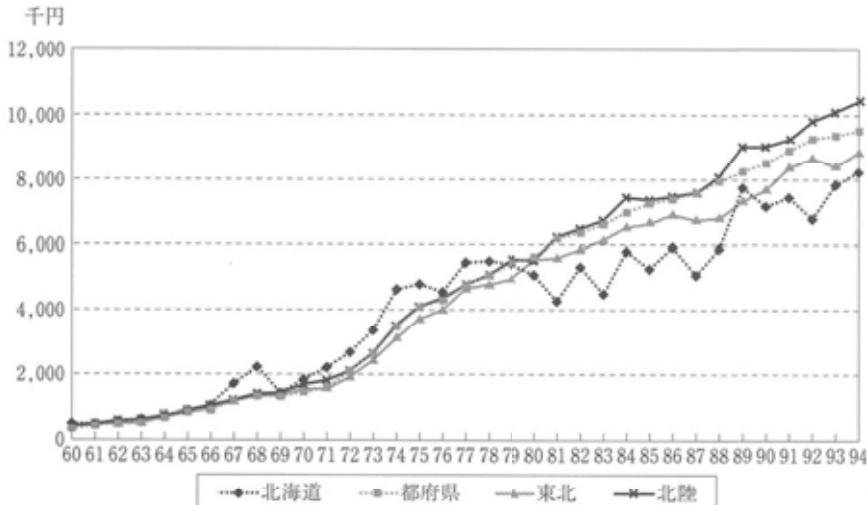


図3 稲作単一経営における農家総所得の推移

資料：農水省「生産費調査」

注1) 稲作単一経営とは、農業現金収入のうち米現金収入の割合が1964～76年まで60%以上、77年以降は80%以上の経営をいう。

ただし、1960～63年は統計の制約のため実態調査全農家平均である。

「農業所得の推移」を見ますと、専業農家の多い北海道が都府県よりもかうじて大きくなっています。しかし、農外総所得の推移を見ますと、兼業の機会が少ない北海道が一番下になっています。

それで、農業所得と農外総所得をあわせた農家総所得の推移を見ますと、一九六七年以降は一貫して北海道平均が都府県平均よりやや上回っておりましたが、一九八〇年を分岐点として都府県より北海道が下回りその格差も拡がりつつあります。この原因は四つあると思われ、一つは一九八〇年以降の転作助成金の引き下げ、二つには転作率の拡大、そして三つには自主流通米制度の導入など、実質的に北海道稻作の収益性を低下させる政策がなされたためであろうと思われます。そして四つには、都府県の農外所得の大きな増加であります。この四つの原因により、經濟的豊かさの源泉である農家総所得は減少し、北海道稻作農家の家計費を圧迫している様子を窺い知ることができるものが図3であります。

(二) 北海道稻作経営の安定性

北海道稻作の経営安定性について、農水省ではよく北海道は規模が大きいから経済力があつて力があるだろうと言われますけれども、大きくて単純化したほど、実は価格変動に弱いのだということを農水省に説明するため作りました。表6にその結果を示しております。これは、北海道農業基本調査対策の資料のために作ったものを援用しました。これは農水省のデータを加工したものですから、結構説得力があつたのではないかと思っております。これから見ても、結局、北海道の大規模経営というのは価格変動した場合都府県の兼業農家に負けてしまうと、大きい農家ほど負けてしまうのです。

価格が下がると純益が下がるわけですから、それはもう相当な金額で、兼業に行つたぐらいでまつ埋まらない格差です。ですから農水省が新政策で、これぐらいの規模の農家だったら安定するだろうというモデルに当てはめても、絶対経営が不安定になるということなわけで、農業においては最低価格を補償する何かの価格安定制度なくしては、市場競争に生き残ることは、近代的な大規模専業経営は困難であります。兼業農家は最も強靭であるという皮肉な結果になつております。自然変動と

価格変動といふこの2つの変動に弱い。工業の場合は価格変動はありますけど自然的な変動はないわけです。ですから農業がなかなか工業化できない決定的な理由はそこにあるわけです。

三・北海道大規模稻作経営のコスト低減を規制する農繁期構造と負債構造

(一) 農繁期構造による規制

それで「北海道大規模稻作経営の「コスト低減を規制する農繁期構造と負債構造」についてお話ししたいと思います。「農繁期構造による規制」というのがござります。これまでの検討結果から、結局、都府県は農業依存度が低いため米価の下落による価格変動リスクに強いが、北海道の稻作農家は大規模・専門化による農業依存度が大きい故に米価の下落に極端に弱いと言えます。価格下落は、即、所得の引き下げに直結しております。また、北海道は、先ほど太田原教授が指摘されましたように、都府県の稻作生産地に見られるような安定兼業という矛盾発散回路を持つております。そして、先にみた水稻収量の不稳定性にみられる北海道稻作の限界地性格から、外国はもとより、国内の産地間競争においても品質面では勝てない場合も出しへるということになるわけです。だから一戸当たりの水田規模が大きいという優位性がそれほど發揮されないわけです。

特に北海道稻作のコスト低減を規制する要因の一つとして、まず作業適期が短いということがあげられます。春期の作業ピークとしては、田植期間が上川地域では五月一八日くらいから二八日まで、空知地域では五月一〇日から三〇日まで、ほぼ一〇日間。秋期の作業ピークはおおよそ九月一〇日から一〇月五日までの間と。上川の方は霜がありますからもうかわりと短いかもしませんけれども、いずれにしても東北地方はその一・五倍から二倍、北陸地方は二ないし三倍近く北海道よりも適

期作業時間が長くなっています。結局作業ピークが分散できる。したがって府県と同じ面積を処理するには、機械・施設とも短期間で能率を発揮させる必要から高性能大型機械施設を導入しなければならない北海道については、稼働期間が短くなるために過剰投資になりやすい。

北海道は面積が大きいからといって、すぐに効率が発揮できるような状態ではないということなわけです。加えて、水利による規制も存在します。石狩川水系の最大の土地改良区では、上流から水が順番に入るので、下流域の南空知では所によっては五月一〇日頃からでないと水が入らないわけです。結局適期作業期間は五月一〇日

表6 稲作単一経営における米価下落の影響(試算)

項目	地域・階層区分	1994(平成6)年時点の実績			米価が20%低下した時 (1997(平成9)年度を想定)		
		都府県 平均	北 海 道		都府県 平均	北 海 道	
			3~5ha	5~10ha		3~5ha	5~10ha
平均經營耕地面積(ha)		1.36	5.46	7.96	16.33	●	●
うち田		1.26	5.29	7.58	15.67	●	●
普通畑		0.13	0.17	0.38	0.66	●	●
樹林地		0.02	—	—	—	●	●
牧草地		0.00	—	—	—	●	●
水田作付面積(ha)		1.05	3.36	6.24	13.05	●	●
水稻1ha当量収(kg)		471	592	575	498	●	●
米価(円/俵)		23,623	16,135	16,164	16,688	18,898	12,908
農業就業者数(人)		1,69	2,11	2,37	2,45	●	●
うち自家農業就業者		0.54	1.77	1.82	2.45	●	●
農業粗収益(千円)		2,022	5,515	10,425	20,546	1,653	4,445
うち米		1,843	5,352	9,669	18,074	1,474	4,282
うち米以外		179	163	756	2,472	●	●
農業経営費(千円)		1,213	2,966	5,670	12,665	●	●
農業所得(千円)		809	2,549	4,755	7,881	440	1,479
農外所得(千円)		6,625	5,649	2,455	1,407	●	●
農家所得(千円)		7,434	8,198	7,210	9,289	7,065	7,128
年金等の収入(千円)		2,074	1,029	1,648	1,798	●	●
農家純所得(千円)		9,508	9,227	8,857	11,087	9,139	8,157
租税公課諸負担(千円)		1,460	1,750	1,467	2,364	●	●
可処分所得(千円)		8,048	7,477	7,391	8,723	7,679	6,407
家計費(千円)		5,915	5,653	5,444	6,196	●	●
農家経済余剰		2,133	1,824	1,947	2,527	1,764	754
農業所得減収率(%)		100	100	100	100	45.6	42.0
農家所得減収率(%)		100	100	100	100	5.0	13.1
農家純所得現収率(%)		100	100	100	100	3.9	11.6
							32.6

資料:「農家の形態別に見た農家経済」、平成6年度版、農林水産省統計情報部。

注:1)※印は、平成6年度実績と同じと仮定する。

このまま開拓化が進化すれば、北海道の米は外国のミニマムアクセスと競争して勝つことが困難になってしまいます。現在既に負けております。そして中型技術体系の延長にある北海道米は、食味はともかくコストにおいて、コンバイン・直播・航空機散布体系の外国産米には、少なくとも短期的には太刀打ちできなくなるからであります。または中国のように労賃が極端に安いところにも太刀打ちできないのであります。北海道においても、ある程度の大規模稻作の可能性は存在すると私は思っています。しかし、その稻作農家の経営自体は、低コスト・高生産性、いわば稻作生産構造の近代化という質的な発展を遂げたものではないと思います。あくまでも府県の中型技術体系の延長線上にありまして、若干北海道の特殊性を盛り込んでやや重装備化した北海道バージョンの中型技術体系の下での適正規模というわけであります。そのおよその内容は、水田が圃地化されていることを前提とする、水稻作付面積は約二〇~三〇ha、転作を含むトータルで三〇~四〇ha程度の面積が適正規模かなというふうに考えております。一日三軒の田植えと、一日ですから、だいたい先行して代播きする要因を含めますと、家族労働力は三人以上と、最低でも四~六人の臨時雇いが必要となります。転作があるので、経営組織的には水稻を基幹としつつも、粗放な畠作部門との複

以降の一〇日間であるから、代播き作業も、水の入る時期によっても制約がでてくる。

さらに、偏東風の影響を受けやすいのも収量や品種の不安定さの要因となっています。とりわけ品質は安定していない。また、気象条件から北海道産米の良食味品種の早期開発にも限界があると思われます。今日は中央農試の稻作部の人から来られていますので、私もお聞きしたいのですけれども、ほしのゆめでもまだサニシキ段階であります。コシンヒカリのレベルにはまだ到達していない。将来的にも技術的には食味はコシンヒカリ級の段階に到達することは困難ではないかという話も聞いております。

このまま開拓化が進化すれば、北海道の米は外国のミニマムアクセスと競争して勝つことが困難になってしまいます。現在既に負けております。そして中型技術体系の延長にある北海道米は、食味はともかくコストにおいて、コンバイン・直播・航空機散布体系の外国産米には、少なくとも短期的には太刀打ちできなくなるからであります。または中国のように労賃が極端に安いところにも太刀打ちできないのであります。

北海道においても、ある程度の大規模稻作の可能性は存在すると私は思っています。しかし、その稻作農家の経営自体は、低コスト・高生産性、いわば稻作生産構造の近代化という質的な発展を遂げたものではないと思います。あくまでも府県の中型技術体系の延長線上にありまして、若干北海道の特殊性を盛り込んでやや重装備化した北海道バージョンの中型技術体系の下での適正規模というわけであります。そのおよその内容は、水田が圃地化されていることを前提とする、水稻作付面積は約二〇~三〇ha、転作を含むトータルで三〇~四〇ha程度の面積が適正規模かなというふうに考えております。一日三軒の田植えと、一日ですから、だいたい先行して代播きする要因を含めますと、家族労働力は三人以上と、最低でも四~六人の臨時雇いが必要となります。転作があるので、経営組織的には水稻を基幹としつつも、粗放な畠作部門との複

合経営を考えなければならなくなるというようなわけです。このような大規模稻作経営は、ある程度のコスト低減は可能になるとは思いますが、品質面で国内の産地間競争、コスト面でのSBS米との競争に打ち勝てるかなど、これはまた極めて難しいのではなかろうかと思います。

(二) 負債構造による規制

それから「負債構造による規制」というのがございます。北海道の稻作中核地帯の稻作は、府県の稻作中核地帯の農家と比較しますと、昭和六一年度の稻作単一経営の経営規模別借入金残高をみると、北海道の方が規模別に見ても圧倒的に借入金残高が大きくなっています。同じような規模では、北海道の方が余計に投資しなければならない事情を窺い知ることができます。これは公式資料がないので、中央農試の経営部が自ら石川県と宮城県に調査に行って集めてきた資料であります。それとまた同時に、これは比較的新しい平成六年度の北海道農政部の調査結果を表8に示しました。

▲長尾先生



営農関係用途別借入資金構成比を

みますと、昭和六一年度と平成三年度のいずれの時点においても、稻作農家の借入金残高の第一位は両年とも「農地取得」であります。第二位は昭和六一年と平成三年とは異なりまして、昭和六一年は「土地基盤整備」で、平成三年は「負債対策」であります。第三位は昭和六一年が「負債対策」で、平成三年が「土地基盤整備」になっています。この三用途を合計しますと昭和六一年で

表7 地域別水田規模別稻作単一経営の平均借入金残高
(単位:千円)

地域 規模	北海道	東北 (宮城県)	北陸 (石川県)
3ha未満	4,319 (182戸) (100.0)	0 (1戸) (0.0)	— (—)
3~5ha	10,415 (655戸) (100.0)	4,906 (11戸) (47.1)	5,146 (2戸) (49.4)
5~7ha	14,961 (620戸) (100.0)	4,515 (8戸) (30.2)	5,273 (3戸) (35.2)
7~10ha	21,700 (328戸) (100.0)	7,277 (2戸) (33.5)	10,000 (1戸) (24.3)
10~15ha	26,722 (67戸) (100.0)	— (—)	— (—)
15ha以上	63,855 (5戸) (100.0)	— (—)	40,256 (3戸) (63.0)

資料:「府県稻作経営実態調査報告書」、北海道立中央農業試験場

経営部経営科、1986.12.

注1) 上段の括弧内は調査農家数。下段の括弧内は北海道の負債を100とした場合の東北、北陸のウエート(%)

は七〇・七% (うち農地取得と基盤整備の合計は五一・一%) であり、平成三年ではそれが七七・八% (五二・〇%) になります。負債というのは、投資が焦げついてさらにそれが農協プロバーとなつてはりついたものをさらに原因にするというのも何ですから、これは機械投資の部分や何かも入ってくると思いますけれども、やっぱり明確な要因というのは「農地取得」と「土地基盤整備」という農政の経営近代化路線に沿つたために、同じ農政の米価引き下げ、高率転作、そして転作助成金の引き下げによって、徹底的に打ちのめされたということが言えるのではないかと、

いかと思います。

最近の道農政部の定点観測では、空知支庁管内と上川支庁管内の稻作農家は、負債額を大幅に増加させつつあるのが表のあります。

何故このようになったのであろうかということを考えみたいと思います。まず「農地取得」の借入金が多い原因について考察しますと、高価格の時期に水田を取得拡大したことにつきるわけです。北海道の稻作中核地帯の水田地価は、周知の通り府県の転用地価ではなく米価水準に規定された収益地価であります。したがって北海道稻作における農地集積は、土地改良の必要性が強いことから有益費が認められない借地よりも取得の方向で動いてきました。もちろん、農政の面的集積事業がそこに重要な役割を果たしてきました。相対的に高い水田を結果として取得した背景には2つの要因があつたと思います。一つは、一九八〇年代前半の高地価を規定したのは高額の転作助成金であったと。それが疑似地化しまして、その還元地価が高地価を形成したのではないかと思われます。もう一つは、八〇年代後半からの米価の下落と転作助成金の低下です。この政策によって、規模拡大の意欲あふれる農家が取得した農地資産は大幅に目減りして、米価低落による水稻の収益性低下とあいまつて、借入金の償還に支障を来すことになったわけです。北海道的な農地の集積形態である農地の取得拡大が、裏目に出了わけです。

次に「基盤整備」について考えてみたいと思います。北海道においては土地基盤整備事業の受益者事業負担金、土地改良区の特別賦課金でなければ、大きくなっているのは、北海道の水田の多くが泥炭地といつ特殊土壤であることによると。泥炭地の水田開発は、道営基盤整備以前から中空知、南空知、そして石狩など石狩川下流域の広範な地域でなされてきたわけです。この泥炭地の土地基盤整備事業は、沖積土地帯や洪積土地帯とは異なり、単なる区画整理にとどまらず、膨大な労力を必要としまして、単なる区画整理だけと比較しても膨大な事業費を必要としたわけです。あるいは、この泥炭地基盤整備事業への取り組みは、それま

で泥炭地改良に莫大の費用がかかるため受益者の合意をなかなか得ることができなかつたので、合意の得やすい表土扱いだけで済むような優等地の土地基盤整備を先行してきたことにより、オイルショック以後の高度経成長期の八〇年代まで押し込んだ。このため、泥炭地基盤整備の受益者負担が当初農家が想定した以上に大きくなってしまったことがあります。そして米価が引き下げされ

たということと、事業合意時の期待米価に基づく事業便益と事業終了後の米価に基づく事業便益との間に大きなマイナスの格差が生じまして、技術的な効果は発現したもの、それが事業便益として黒字になるどころか大幅な赤字を生むことになつたのです。もしも農政が時間限定して米価を引き下げるんだよといふことをガット合意の関係でやるから幾つまで目標に引き下げるよと言つたら、農家はそれを計算しまして、受益者は負担、今の工事費で受けけるかどうかは、ハンコを押さなかつた。こういうことを示さないままに、米価は下がらないんだという幻想を与えて事業を推進してきたというところに、適なり國の責任というのは大きいのではないかと思っています。こうした事情により北海道稻作は、府県稻

表8 地域別水田規模別稻作単一經營の平均借入金残高

(単位:千円)

項目 年次	営農資金 借入残高	営農関係用途別借入金残高構成比								
		農地 取得	機械 購入	建物 施設	土地 基盤	家畜 導入	運転 資金	負債 対策	災害 対策	その他 資金
1987(昭62)年	1,808	29.2	5.9	3.2	23.0	0.1	9.7	18.5	4.3	6.1
1991(平3)年	1,642	31.8	4.9	3.0	20.2	0.2	6.3	25.8	2.8	5.0

資料:「農家経営動態調査報告書」、北海道農政部・北海道立中央農業試験場、1994年

注1) 調査農家戸数は1991年時点358戸(1987年時点413戸)

2) 平均耕地規模は1987年7.6ha、1997年8.2haである。

で、北海道においては土地基盤整備事業の受益者事業負担金、土地改良区の特別賦課金でなければ、大きくなっているのは、北海道の水田の多くが泥炭地といつ特殊土壤であることによると。泥炭地の水田開発は、道営基盤整備以前から中空知、南空知、そして石狩など石狩川下流域の広範な地域でなされてきたわけです。この泥炭地の土地基盤整備事業は、沖積土地帯や洪積土地帯とは異なり、単なる区画整理にとどまらず、膨大な労力を必要としまして、単なる区画整理だけと比較しても膨大な事業費を必要としたわけです。あるいは、この泥炭地基盤整備事業への取り組みは、それま

作よりも大きな重荷を背負うことになったわけです。かくして、このようないい負債焦げ付きの一重苦に加えて、SBS米との競合による道産米の

価格低下によって、北海道稲作は大破局を迎えることとなつたのです。

(三) 米市場における北海道の実力

それで、「米市場における北海道米の実力」というのを見てみたいと思います。自主流通米制度ができる以前は、農水省はコメであれば内容を問わず一律に貢い上げてきた時期があつたわけです。その時が北海道としては絶頂期であったわけで、食味は劣っていても、寒さに強い多収品種を栽培できたからであります。しかし、自主流通米制度ができると、さらに自主流通米市場が開設されてから、北海道米は地盤沈下の一途を辿ることになっております。その間の事情を図4を見てもらいたいと思います。一番最後にありますけれども、米価はもうどんどん下がっていると思つたら、違うんです。下がり方はそれそれ違うわけです。一貫して下がり続けているのは北海道、これに青森米が入れば、青森も下がってきています。そういうことで、北海道をねらい打ちにして下げているというのが実情なわけです。

表1とか表10を見ていただきたいと思います。表1は輸入量で、ミニマムアクセス米の中で、SBS米というのは何故できたかと言いますと、ミニマムアクセス米の価格の市場価格適正な市場評価を得るためにということで、売買同時入札制度という形でミニマムアクセス米を少なくとも第一年度五千トン、第二年度一万トン、第三年度以降最終年度でだいたいミニマムアクセス米総量の一〇%程度と言つてゐるのですが、最終年度が来ない前にもう一%以上越えているわけです。こういうことで、ちょうどミニマムアクセス米がSBS米が出る時からどんどん下がりつつあって、下がってきてるわけですけれども、何故下がるかと言いますと、そのSBS米というのは、自主流通米の下限価格のところにはりつけるわけです。アメリカの米はちょっと高く、中国はちょっと安くといふのが、そこで外国のお米と競争するのですが、中国の場合は短粒種で、

表9 地域別水田規模別稻作单一經營の平均借入金残高

項目	年次	1993年 (平成5年)	1994年 (平成6年)	1995年 (平成7年)	1996年 (平成8年)
調査農家戸数		183戸	184戸	185戸	192戸
平均耕地規模		9.9ha	9.9ha	10.6ha	10.9ha
平均借入金残高		1,464百万	1,453百万	2,110百万	2,023百万
借入金残高の規模別分布	500万円未満	23.0%	19.0%	13.5%	17.2%
	500~1,000	21.3	21.2	15.7	17.7
	1,000~3,000	44.3	46.2	48.1	46.4
	3,000~5,000	9.8	10.9	16.2	12.0
	5,000万円以上	1.6	2.7	6.5	6.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：北海道農政部農業企画室調べ

注1) データは空知支庁管内と上川支庁管内の稻作農家

しかもあきたこまちが中心の品種であります。アメリカの短粒種はアメリカンソーラの「シヒカリ」です。それから中粒種は「國宝ローズ」や何かの良食味米で、これはどうしても北海道のゆきひかりとか、場合によつてはさひひのアよりも品質的にいとこうこと、常にそつちの方が買われるために北海道の米が売れなくなつて、どんどんどんどん下がつてくる。だけど下限価格に常にSBS米をはりつけている仕組みになつてゐるものですから、北海道の主流通米市場では米が実は際限なく下がる仕組みに作られているように思ひます。

これはやはり不当ではないかと。

だから実際ミニマムアクセス米はもう同時入札制度をやめて、援助米なり加工米に公約通りそつちの方に回してくれればそういう問題はないのですけれども、ミニマムアクセス米を受け付けるにあたつては、食糧庁の通達では売買同時入札制度でちゃんと主食用にふりむけるということを明示しているわけですから、これはなかなか変えられないのではないかと思つています。

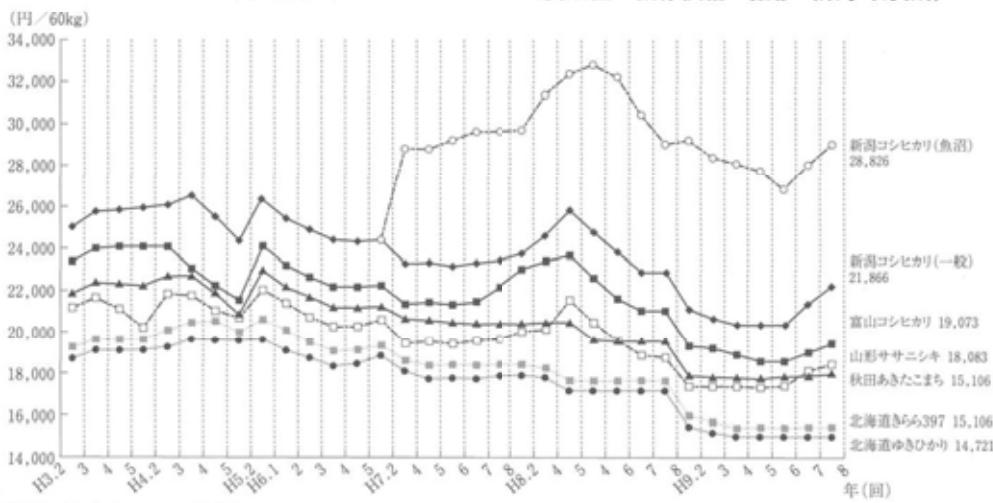
こんなにひどい状況にあつて、我々は北海道稲作の将来をどう考へたらしいのか。農政部の政策としては、食率四〇%、つまり北海道の米が北海道のお米を割合が四〇%しか食べてもうえるのは、北海道の人々が米を作つていらない農家の人に聞いても、実はうちはあきたこま

表10 ミニマムアクセス米とSBS米の輸入数量の推移
(単位:千トン)

年次	95年度		96年度		97年度		95~97年度合計	
	MA	SBS	MA	SBS	MA	SBS3	MA	SBS
アメリカ	188.0	5.7	201.1	14.1	237.9	4.7	626.9	54.5
オーストラリア	85.0	1.9	80.0	1.2	82.4	3.2	247.4	6.3
中国	30.0	2.4	35.0	5.1	30.0	13.8	95.0	21.3
タイ	95.0	0.2	127.7	0.4	133.0	0.9	356.7	1.5
その他	—	0.4	—	1.2	5.0	2.6	5.0	4.2
計	398.1	10.7	443.7	22.0	489.2	55.1	1,331.0	87.8

注1) MAはミニマムアクセス米、SBSはミニマムアクセス米にカウントされるが輸入と同時に民間に入札される米。

図4 自主流通米価格形成センターにおける主要品種の指標価格の推移(東京取引所)



資料:「自主米センター年報」

ちだ、ササニシキだと、「シヒカリだと、そういう人達に北海道の米を食べる運動をした」と言つても、地元に入氣のない米を作つてゐるといふこと自体を、やっぱりこれから市場経済という流れの中で、どうなんだろうということを提起したいと思つています。

四・北海道稻作の再編方向

その前に北海道稻作は農民の努力によつて数々の技術革新により、北進してきました。しかし、その展開過程は「やませ」による四五年に一回の冷害を伴う苦渋の歴史でもありました。とりわけ北限の稻作は苦難をきわめまして、食管制度による価格支持と共済制度という農政の手厚い保護の上にからうじて成り立つ農業でもあつたわけです。もともと稻作農業は北海道の気候風土に適合しないことは、司馬遠太郎氏が徳川時代の津軽藩における「けかち＝飢餓」の歴史を尋ねて、米本位制の恐ろしさ、そして、気候風土を無視した北限地帯の米作りの愚かさを「北のまほろば」の中で語つていることからも窺い知れようと思ひます。

しかし北海道の稻作は、このような困難に満ちた環境条件の中で、イントラ整備や稻作の技術進歩に多くの公的資金と人的資源をつぎ込み米の增收と高品質化に大きな成果を上げ、食糧の安定供給といふことでわが国経済に多大な貢献をなしてきたわけです。同時に、地域社会の安定化に寄与してきたことも事実であります。

しかし、「メが閏税率され、そして国内に自主流通米だけでなく自由米の米市場が形成されつつある中で、市場の調整を全く無視した米作りが困難になつたことも事実ではないか」と思ひます。それに加えて、農水省の北海道稻作に対する厳しい姿勢は、妙に一貫性を持つております。これまで北海道稻作全体を政策や制度で守れといつた政治闘争を実施してきましたが、どのような結果をもたらしたのであろうかよく考えてみたくなりますが、農水省の政治責任追求だけではらちがあかないのでは

なかろうかと思ひます。私も相当農水省を、太田原先生と一緒に追求はしてきたのですが、それだけで終わつてゐると、そしてこのまま蛇の生殺しのような状況が長く続きますと、後継者がいる規模拡大をしてきた人達から真先にリタイアし、残つてゐる方は一代限りの老人ばかりといふことになるのではないか、少なくともそういう恐れはないだらうか、と思います。

(一) 誇り高き稻作経営者に

農水省の態度は確かに憎いと思ひます。しかし、憎しみをぶつけるだけでは問題は解決しないのではなかろうかと思ひます。稻作農家は経営者ではないでしょうか。もちろん、家族経営であるから同時に従業員であります。しかし、経営が困難に陥つた場合は、経営環境、農政が悪い、農協が悪い、または普及センターが悪い、そういうせいのみにして、自ら経営を開拓する努力を怠ると経営者ではなくなるわけです。誇り高き経営者になれない農業経営では、当然のこととして意欲溢れる後継者は育ちません。経営環境に働きかける一方で、自己の経営を見つめ直す必要があるのではないかと思ひます。

今後は稻作に対する公的支援を得よつとするならば、転作は必然であります。そうであれば、水田の輪作に必要な作物として小麦や大豆に加えて、大麦や菜種を加えてもらつ、ないしは蕎麦も加えてもらつ、蕎麦もあるんじょですが、積極的に提案して、コンバイン体系の中でそういう輪作体系、転作体系を作つていいくべきではないかと思ひます。と同時に、個別だけではなくて地域としての対応が今度必要となると思ひます。そのような意味で、北海道稻作はこれまでの輝かしい成果を踏まえながらも、經營者として苦渋に満ちた決断をする時期にきてゐるのではないかと思ひます。その決断と言ひますのは北海道稻作の立地配置の見直しを含めた稻作の再編であります。その再編の目安になるのが表11に掲げた全道稻作市町村の単収水準とその変動係数、および食味区分であります。

表11 変動係数と平均単収（86～96年）

		変動係数										
		15%未満	15～20%	20～25%	25～30%	30～35%	35～40%	40%以上				
500kg 以上		特A 上川 福岡市 鹿栖町										
500 ～550		特A 空知 深川市 妹背牛町 A 空知 沼田町 上川 当麻町 比布町 留萌 小平町 B 空知 新十津川 滝川市 奈井江町		特A 空知 北竜町 上川 東神楽町 上川 東川町 上川 愛別町 B 空知 芦別市 美幌市 北村 石狩 新篠津村		B 上川 美瑛町		B 上川 中富良野町				
450 ～500		A 空知 雨竜町 空知 浦臼町 砂川市 留萌 羽幌町		A 留萌 留萌市 空知 三笠市 森平市 後志 余市町		A 石狩 草野村 空知 施設町 B 空知 岩見沢市 月形町 幌加内町 後志 仁木町 上川 利尻町 士別市 和寒町 C 上川 上川町 風造町 名寄市 留萌 道別町		特A 後志 和庄村 A 空知 薩摩村 上川 富良野市 B 空知 長沼町 南幌町 由仁町 上川 上富良野町		特A 後志 蘭越町		
平 均 單 収	400 ～450	B 後志 古平町 留萌 初山別村		A 石狩 浜益村 B 後志 小樽市 赤井川村 石狩 札幌市 留萌 増毛町 C 上川 美瑛町		B 宗谷 夕張市 後志 岩内町 島牧村 石狩 恵庭市 広島市 千歳市 日高 平取町 C 上川 下川町 朝日町		A 檜山 北檜山町 今金町 B 後志 二セコ町 俱知安町 留振 姥田町 伊達市 厚真町 壯晉町 早来町 穂别町 鴻川町 凌島 七飯町 大野町 日高 三石町 新冠町 静内町 檜山 厚沢部町 渡瀬町 C 上川 南富良野町 胆振 宗麓市		A 檜山 江差町 B 渡島 森町 C 網走 端野町		
		400 ～450				B 日高 様似町		B 後志 寿都町 胆振 支笏町 凌島 枝前町 日高 浦河町 檜山 奥尻町 乙部町 熊石町 上ノ国町 大成町 C 後志 京極町 真狩村 日高 日高町		B 胆振 豊浦町 渡島 上磯町 知内町 函馆市 八雲町 福島町 木古内町 C 網走 釧子町 女満別町 美幌町 北見市		
300 ～350						C 後志 喜茂別町 黒松内町 留寿都町		C 網走 佐呂間町 津別町		C 十勝 音更町 幕別町 網走 留辺蘂町		
300kg 未満										C 十勝 治田町 網走 逢籽町 生田原町		

資料：農水省「作物統計」

注1) 96年度「きらら397」の地区区分を用いた。

2) 86～96年に米の作付がない年のある市町村は除いた。

す。

表11によりますと、北海道稻作といえども収量水準とその変動性、および食味に大きな地域差がありまして、単純に北海道米として一つにくくられないことは明らかであります。したがつて、今後、北海道稻作の再編に際しては、このような地域差を十分配慮する必要があるのではないかと思います。

この表にしたがつて相対的有利性をもとにグループ化しますと、およそ次の三つの地帯に区分できるのではないかと思います。一つ目のグループは、平均单収四五〇kg以上、変動係数三〇%未満のいわば条件有利地帯であります。このグループの中には、食味C地区の市町村も含まれますけれども、これはきめ細かいのAの食味ということになりますが、それがモチ米団地であれば、それはそれでよろしいのではないかと思います。二つ目のグループについては、平均单収四〇〇～四五〇kg、変動係数三〇～四〇%のやや条件不利地帯であります。ここには比較的良食味のA地区も若干含まれております。三つ目のグループは、平均单収四〇〇kg未満の条件不利地帯であります。

これら三つの地帯区分のうち、今後の北海道稻作の中核を担うのは第一グループの条件有利地帯であろうと思います、そこでは、地域性に応じて単品用として勝負する稻作、混米用として勝負する稻作、そしてモチ米として勝負する稻作を選択し、北海道稻作の特性である規模の有利性を發揮できる稻作経営を確立することが期待されるわけです。そのためには農地の流動化が急がれます。また、北海道に今後予想されるセッターサイド政策に、(減反政策ですね) 弾力的に対応するためには、直播も視野に入れた工サ米の導入も展望すべきではないかと思います。

第一、第三グループは一部あるいは全面的な稻作の見直しを実施して、場合によつてはより安定的で市場ニーズの高い他作目を基幹とした農業経営に転換する必要も地帯として決断しなければならないのではないかと。

(二) 稲作縮小なら代償措置を要求

北海道稻作農家の総意として農水省に稻作部門の縮小を提唱すると共に、その代償措置を講ずるようにならうから積極的な提案をすることによつて、生殺しの状態から開放されるのではないか。その代償措置としては、ずいぶんいろいろあると思います。例えはの話ですが、第一に水稻作付け廃止に対する補償金の給付、水稻作付梓の売買。これは中核地帯で第一グループで買えないのではあれば、あきたこまち生産組合の八郎潟の方でほしがっていますから、そういうところに売りつけます。内地府県に高く売つてもいいのではないかと思います。そういうことも含めて、具体的な補償問題の交渉に入つたらいいのではないかと。また、第二に基盤整備の土地改良資金の事業負担金の部分の返済の免除、特別政令ですね。第三に土地改良区脱退のための決済金も免除すると。それから第四に水田の公的資金による買収。水田として買つてもいい。買うところがなくともです。これを安い地代で畠の地代で貰し付けるとか、そういう間に開発公社なり市町村開発公社構想で、これは今何十兆円も使って不良債券処理、税金を使って銀行救済とか不動産の救済をやつていますけれども、そんな膨大なお金を使わなくてもわざかな金でこれはできることがあります。

(三) 経営転換には無利子の融資を

あと第五番目に、経営転換に必要な資金に対して無利子の融資。第六にそれからその転換に必要な野菜や何かに伴ういろいろなインフラに対しても、補助などの公的支援が不可欠であることはいうまでもありません。これはもちろん、その他に新たな基盤整備も必要であれば、それはその転換のために必要な事業として考慮してもらつ。そして、最後に第七番目に、これは北海道だけにとどまらないのですが、先ほど太田原先生が提起しましたように、国会決議に反してまでガット合意を受け入れた代

償といふものを農家に対してもうわなければいけない。

それから、また稻作の相対的条件不利地域は、一般に中山間地域が多いわけですから、地域の農村社会を保全する対策、「デカツブリング」ですね。こういうのもやはり必要になるかと思います。こういうのを具体的に煮詰めて、やはり農業団体としても行政としても頑張つてもうわないとい、このまま生殺しの状態のまま荒廃していくのではないかという恐れが出てきます。そういう具合で、問題を先送りしますと、政府の金融問題に対する対応に見られるように、ますます傷口を深くし、本当に北海道稻作は条件有利地帯ですらも巻き込んで危うくなるという恐れが十分出でてくると思います。

非常に唐突で怪しからんと言われるかもしだれませんけれども、こゝで皆さん何らかの手を考えないと、この泥沼からはい上がれないのではないかという心配があります。そういうことで、難駁でありますけれども、私の提案として報告を終わらせていただきました。どうもありがとうございました。

図表説明

司会：長尾さんの用意されたこの図表は非常におもしろい内容を含んでおりますので、時間もまだかなりあります。さきだら図表のところだけでも、表4のところまでは説明しておきましたけれども、表12以下から補足的に説明していただければ、今のお話も頭に入ってくると思うのですが、どうでしようか。

長尾：表3の「10年当たり収量の推移」というのは、だいたい高単収の東北地方と遜色ないところまで最近は上がっています。北陸の場合はもともとそんなに高単収を追求していないわけで、東北は実はササニシキで十一俵、十三俵をとった後遺症で食味を損ねたということがありますので、高単収が必ずしもいいところわけではないのですが、そういう形で収量も技術的に少しは伸びたという程度に理解しておいて

いただきたいと思います。

それから表4の「土地生産性の推移」になってしまいますと、10年ひとに区切ってみますと、北海道の不安定性というのは一九六六年から七年は、先ほど言いましたけれども、一九・四%もあった。それは主に石狩・空知・上川の単収水準がそういうのを規定してきたわけですけれども、都府県、東北はやっぱり五・一、それから北陸も五・〇程度ありますですが、次の10年間を見ますと、一見北海道の不安定性は少し小さったかなという形です。東北は少し高いかなと言われていたのですが、北陸は安定している。北海道は今後良食味地帯になってくるのですけれども、また不安定性を高くしております。それで東北も良食味に集中したために、かなり不安定性を高めていますけれども、北海道よりは安定しております。北陸は相変わらず安定しています。

それと表12の「水稻作付規模10年当たり第一次生産費の推移」というものを見ますと、これは平均だけで見ますと、北海道の方が一見すごいコストが下がっているように見えますけれども、同じような規模から見ると、そんなに差がない。むしろ都道府県の五分以上の方がそんなに差がない、わずかな差しかない、というような形ですね。府県の方が大規模農家と比べてもそれ程差がないのに、値段はすぐく差があるわけですから、これはかなり差があるということなわけです。

それから表12の「水稻作付規模別10年当たり投下労働時間の推移」を見てみると、稻作は本当に省力化されたんだな、これはやはり農業機械化とそれから除草剤の進歩ということに尽きるのではないかと思いますけれども、これも北海道が規模が大きいから10年当たりの労働時間が下がるのかなというと、実は必ずしもそうではないと。府県の一九五五年を見ても、安定している。北海道の場合はいろんな気象条件によって左右され、多くなったりいろいろありますけれども、府県の方は安定して下がっています。

それから表6「稻作単一経営における米価下落の影響」の度合しなわ

けで、都府県の農家の平均的な面積というのは一町三反六畝と。北海道の場合は平均五・四六ha、それから七・九六ha、一六・三三haなど三段階の農家に分けて計算してみたわけです。すると、まず見てもらいたいのですが、府県の方は単収は決して高くないわけです。ですが横の米価を見ていきますと、やはり高いのです。基本的に高い。

北海道の場合はそこそこの產地によって違いますから、この値段のばらつきがあります。平成六年度の価格からだいたい一〇%下がったのが平成九年度の価格に近いわけですから、それでこれが一〇%下がったと。農家経済余剰というところを最初に見ていただきますと、マイナス一〇八万八千円になっている。これで都府県平均では一七六万四千円もあるのですが、これはマイナスになっています。だけど平成六年の時点では、やはり北海道の大規模農家の方が有利なわけです。一五二万七千円の経済余剰があったわけで、この中では都府県平均よりやや上回ったのは、一〇%米価が下がるともう決定的なマイナスになって、小規模農家よりも悲惨なことになるということになるわけです。

それから表アは、私どもが石川県と宮城県の調査を行った時です。それで、宮城県は一〇町以上の農家は調査に行かなかつたので、わからなかつたのですけれども、石川県はそれを反省しまして、三戸ばかり大きいつ口農家といふところに調査をさせてもらいました。そこで見ますと、やはり向こうの一つ農家もやっぱり相当な施設をしておりまして、機械装備をしておりますから、やっぱり高い機械装備率は誇っていますけれども、やっぱり階層的に見ますと、北海道の方が同じような規模であれば府県の農家より相当重装備にならなければやれないんだなということがわかつています。トラクターも二〇馬力以下というわけではないかい、北海道の場合は四〇~五〇馬力、大きい農家になりますともうちょっと大きい馬力数のトラクターでやっています。六〇か七十馬力でやっていましたけれども、適期作業時間がすごく短い。農繁期は、精鋭なピーコック労働を形成するわけですから、非常に稼働時間の短い中で能率のすごく

上がる機械を持つから、こういう装備になってしまいます。表Bは「北海道農家経営動態調査報告書」ということで、負債関係で

表12 水稲作付規模別10a当たり第1次生産費の推移

(単位：円／10a)

年 度	北 海 道					平 均	都 府 県		
	平 均	300a以上	300~400	400~500	500a以上		300a以上	300~400	400~500
1960	15,900	14,980	—	—	—	—	—	—	—
1963	22,788	22,143	—	—	—	—	—	—	—
1965	27,588	27,382	—	—	—	—	—	—	—
1968	36,101	35,968	—	—	—	—	—	—	—
1970	38,220	37,255	38,604	36,491	36,818	43,604	38,625	39,512	35,250
1971	38,659	37,902	38,493	40,174	37,277	45,867	38,143	38,469	36,579
1972	43,070	41,182	42,907	39,720	40,872	48,483	38,855	39,772	36,550
1973	47,210	44,901	48,974	42,087	44,476	55,546	42,234	43,534	38,441
1974	61,150	58,091	59,350	58,187	57,656	67,794	50,943	50,738	51,577
1975	67,955	66,023	72,842	71,177	63,289	78,764	60,610	60,836	59,737
1976	73,413	71,616	71,598	86,031	65,109	96,074	72,275	73,391	71,517
1977	77,131	74,237	83,446	86,186	68,695	103,066	78,591	80,638	78,841
1978	87,820	84,646	86,347	88,730	82,591	111,128	86,518	89,425	82,791
1979	93,614	90,730	93,510	90,384	90,046	117,288	91,885	96,046	84,944
1980	102,162	98,630	99,859	116,298	89,893	124,590	93,931	96,909	90,527
1981	108,288	105,377	116,085	116,883	97,301	131,177	97,079	101,471	79,573
1982	109,791	108,081	121,932	120,009	98,627	134,035	99,893	103,716	94,148
1983	107,013	105,880	121,749	117,080	94,639	137,098	101,821	108,787	93,630
1984	109,337	106,987	115,823	121,767	100,003	137,999	101,657	107,213	94,997
1985	108,834	107,082	112,105	115,815	103,641	140,351	103,588	110,000	103,601
1986	109,428	107,038	110,948	116,082	103,585	140,580	105,107	108,936	101,205
1987	106,516	103,483	109,781	112,634	99,561	140,301	103,345	109,173	92,434
1988	99,326	96,082	101,432	103,079	93,670	140,136	102,555	105,684	98,656
1989	100,309	98,436	106,089	105,604	95,433	137,493	103,580	109,112	97,168
1990	98,129	94,913	105,260	99,200	91,578	140,064	106,775	114,478	99,808
1991	92,036	89,430	105,697	99,506	85,388	133,293	100,347	104,574	102,147
1992	88,005	85,097	93,987	99,038	82,245	131,841	99,430	102,625	102,306
1993	89,814	81,281	—	—	79,538	135,645	98,703	110,123	101,438
1994	93,854	93,030	103,180	117,041	90,225	133,500	102,499	110,084	103,708
1995	97,058	95,680	100,097	104,834	93,815	135,565	102,343	110,318	100,696

資料：農水省「生産費調査」

はずつと中央農試がいろんな形でかんでいましたので、この「データをもとに表をつくりました。

それから定点観測ということで、表のとて、平成九年度分のデータを集積していないんですけれども、やりますと、やはり負債が増えていくと、平成9年というのは冷害年でしたか。冷害年の時は余った米が、売れなかつた米が高く売れたりして、大冷害の時は北海道の稻作農家が一番豊かだったという笑えぬエピソードがありますけれども、その後の構造調整期間を経て、SBS米がどんどん出てきた平成七年以降というのは、もう値段がどんどん下がっていくわけですから、じりじりと負債が増えているという実態が現れているということなわけです。

「コメの国別輸入割合及び数量」ということが、表1にあります。これは九五年から九八年の四年間です。九八年は一〇月までの量をこういつう形で輸入していますよ。

それから表10の「ミニマムアクセス米とのBS米の輸入数量の推移」というのを見ますと、「ミニマムアクセス米」ということは、中国米は、アメリカやオーストラリアよりはかなり落ちますし、タイよりも劣つてはいるんですけども、ほとんど混米に使われるものですから、SBS米に次ぐ第一の主流に入ってきて、その主力品種が東北地方のあきたこまちが中心です。ですからDNA鑑定で見つけようとしたって、混米の事実はちょっと分かりかねるのではないかと。アーカンソーのコシヒカリだつて、コシヒカリはコシヒカリですから、これもなかなか見分けづらいと思います。

それから図1ですが、「時間当たりの農業労働報酬の推移」というのと、北海道平均が最初に出ていますけれども、菱形の黒いものです。都府県平均より北海道平均の方がややいいのですけれども、都府県の五町以上の農家の方が極めて高くなっています。規模の大きい農家は北海道よりも労働報酬が高いと、極めて高くなっています。

それから図2「稲作単一経営における農業所得の推移」を見ていただ

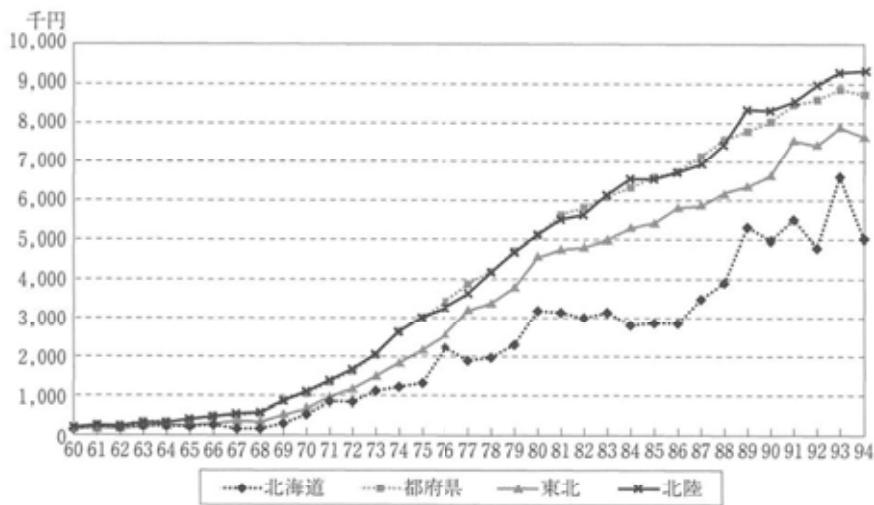


図5 稲作単一経営における農外総所得の推移

資料：農水省「生産費調査」

注1) 稲作単一経営とは、農業現金収入のうち米現金収入の割合が1964～76年まで60%以上、77年以降は80%以上の経営をいう。

ただし、1960～63年は統計の制約のため実態調査全農家平均である。

きたいのですが、農業所得は農業部門から得られる所得ですか、専業率の高い北海道の方が年次変動が大きいのですけれども、やはり東北よりも都府県よりも北陸よりも上回っています。しかし農外総所得面から見ると、北海道は兼業のチャンスに恵まれない分だけずつと七一年以降下の方にどんどん落ち込んでいますけれども、北陸はどんどんひととじの方に行っている。東北も最近陰りがありますけれども、やつぱり北海道よりも上昇気運が高い。

それが図3になりますと、一耕作經營における農家総所得、これは農外総所得と農業所得を合わせた農家所得です。農家総所得で見ますと北海道は七八年か七九年を契機に、それまでは上方にいたんですけれども、今度下の方に落ち込んできている。だから北海道の農家は非常に貧しくなった。その理由は先ほど言いましたように、特別自主流通米

と自立流通米の差別とか、転作助成金の差別とか高率転作とかというのを、何重苦も北海道稲作は背負わなければならなかつたという背景があるかと思います。

質疑應答

司会… ただ今の講演と先ほどの太田原先生の講演も含めまして、五名の方から質問が参つておりますので、答えていただきたいと思います。まず最初に剣淵町の農業振興センターの梅津さんからきておりますが、「北海道稻作の進路が定まらないければ、北海道の畑作園芸、ひいては酪農業までも不安定性は拭われないと思います。論旨は理解できます。そこで長尾先生の提案に対し、学会、地方議会、行政さうには為政者の意識水準はどの辺にあるのでしょうか。私見としまして、基本法の成立に向けて、国政・農政に向けて広くかつ強力な農政運動が必要だと思ひます。政策に反映させるためには何らかのことをやるか」についてご質問ですが、

北海道独自の農政活動を

長尾… 私が何ができるかということでは、大したことはできません
雑誌でやるべきだということは提案していきますけれども、今回こういう
う主張を持つてているところで、各農業団体等におきましては、私の
感触だけからいえば、積極的に農家の人達のある程度の合意が取れれば
農水省に対する交渉をやるのでないかという感触を持つております、
ただ地域としてまとまらない場合には、じわじわと今の状況が長く続く
のではないかという心配があります。私の希望としては、もう待てな
いですから、やはり中央会を中心として道なりが積極的に北海道農業と
いうものに対して責任を持つて方向を考えて、北海道が稻作を撤収する
に当たつても、その代償措置がなければ撤収できないわけですから、農
水省に対してぜひそういう条件を十分詰めていただきたいと私は思って
います。

太田原先生は北海道農業振興審議会の会長ですから、農政の方にもご提言できるチャンスもありますし、今回は中央会さん、ホクレンさん

関係機関もある程度いらっしゃると思いますので、その人達にはやはり積極的に、これは撤退も含めてちゃんとした方向を決めるところにこじを打ち出す決意が必要だと思います。決めた方向がはつきりすれば、ご質問にありましたように、酪農・畑作も野菜も決まってくるわけで、非常に大事なことだと思っています。水系問題もありますから、石狩川流域とそれから上川の方の手塩川流域の一部がやはり中心になりますから、石狩川流域とそれから上川の方の手塩川流域の一部がやはり中心にならざるを得ないのかなとうふうに思っています。水利的な治水との関係も当然出でますので、そういうふうに思っています。

太田原：道内の中でもいにしへには、長尾さんがおっしゃったこと



▲質間に答える太田原先生と長尾先生

に特に付け加えることはありませんが、中央の政策に反映させる、特にそれを農業団体を通じてやつしてもらいう話になつてくると、非常に気になつてゐるところが、府県の農業団体の北海道の米に対する見方が、誠に旧態依然、ほとんど変わっていないところです。むしろ北海道の稲作を日本の農業の一環としてやつしてもらつて、建前はともかく、そういう気持ちがあまりないのではないかでしょうか。

この前北海道の農業・農村審議会の席上で話題になつたのですが、新篠津に去年、新潟の魚沼郡の組合長が十数名視察に來たそうです。新篠津はびっくりして、何にもお氣になつた方いらっしゃるかと思うのですが、あんな名だたる魚沼郡の米作りの人達が新篠津に向を見に來たのだなあといつたことだ、非常に緊張していろいろ聞きましたが、だんわかつてきただことは、彼らは「北海道はひつ米を止めるんだが」そういうことを調査に來たといつておられるのです。(まつまつマム)アクセス%で、さつき見た限り一〇%になつたのでびっくりしたのですが、八〇万トン。八〇万トンでも日本人みんな困つてゐるわけです。が、これは実は北海道が全部、道産米が今約八〇万トンですから、北海道が止めてくれれば、ミーマムアクセスが入つてしまつても我々には影響はないというのが、残念ながら向こうの人達のそういう共通した意識なのです。

だから農業団体が北海道漬しをやるわけです。その点を北農中央会やホクレンが非常に困つてゐるところでありまして、全国の会議をやると、北海道がこういう要望を持つところなど、何とかこれを全中を通じて政府にもつてもらつてほしいことにすれば、「その前にちょっと北海道の米、どうにかならんのか」という話が必ず出てきじ、これは大変です。皆さんも「中央会、何やってるんだ」と、特に農協、単協の方はそう思つていらっしゃると思うのですが、そういう状況の中でなかなかオールジヤバフには通ひない、そういう問題があるわけです。

私はそういう意味では、系統の一段階の話の中で、北海道が早々と

「住農とは一緒にないよ」、「北海道は道連を守つじふくよ」という姿勢を示したのは、正しかったなどいふに思います。やはり北海道独自で直接中央に物を言つてこゝどりの方向が、全農の団体を無視するところではないで、むしろに中央会、ホクレンに頑張つてわざつて反映せしらぐ努力は続けるひとも、それだけでは駄目だと。それだけではなくじんじ北海道の言い分け通りないなという感じがしています。

これは農協だけではないですね。今回の答申の中で、農業団体の見直しへはかなり大きいく項目として出しておりまして、その中で農業委員会系統、農協の合併とか一段階といふことも書いてありますし、それから農業委員会については、これはたぶん見直すと書いてあって中身はあまり書いてないのですが、今問題になつてゐるのは直接選挙制です。農業委員は選挙で選ぶのです。(行政委員会で直接選挙制が残つてゐるのは農業委員会だけなのです)が、このもこれを済そとしらぐにしきです。

北海道の感覚でいへど、とんでもないと。今の農業委員制度、農民が選ぶ農業委員らうのは、これはずちやいけないと。だいたい道の農業会委員はそいつの線でまとまつてゐるのですが、これが全国の会議に行つてしまふことを述べますと、「北海道の言うのは確かに正論だけれども、北海道だから眞面目な人が選挙によつて農業委員に選ばれてくるのであって、俺らの方ではだいたい選挙をやると、不動産屋のダニーが金を使って当選してくるんだ」と、「だから後はもう農業委員会も転用やりたい放題だ。こんなのが、むしろ任命制の方が中立的な公正な人が選ばれる」ということを言う県の方が多いのだそうです。だから農業がじんじん崩れてゐる地域と北海道がいつもも一つになつていて大丈夫なのか、米の問題をちょっと離れますけれども。やっぱりそういう危機感を私たちは感じておりますし、今回のあの本もそいつの背景があつて、やはり北海道からの発信じらうことが少しくても必要だと。いろんな問題についていろいろなルートでやりながら、北海道としてはじつ

う都えなんだといふことを常に天下に公にしておく必要があるじつの状況ですので、昔の水も漏らさぬ農民の团结じつ時代ではないのです。そういう中の運動であり要請であるじつは状況をやつぱり踏まえなければなりません。そういうふうに考えております。

司会： むのもありがとうございます。今回ご質問を受けた中で、長尾先生が提案してある七項目ですが、これは長尾先生がいろいろ考えて、こうじうじと手当てをしなければならないと、特にミーマムアクリスマスの結果、また市場原理導入によってじつじつ北海道の稻作が漸れようとしているものに対し、じついう要求をしていくべきだということを提起してるので、地域によつてもつともつといわんなる要求の仕方があるだらうと思つのですが、そつじうものを整理をして、各町村、農協、農業委員会でもうと声をあげて霞が関に向かひのよくな行動を起こしてらぐのか、「二十一世紀の北海道農業と農村」じつう本も、できるだけ皆さん方に問題を提起して地域で論議をしてもらひたいと考えて本を発行したじつう趣意もじるます。じつか地元で、今本当に北海道の農業が壊されようとしているのですから、これをじつもつてじくのかといふことを、地域でしつかり霞が関に発信するよくなことをぜひ考えていただきたいと思うのです。

司会： それでは次に芦別市の加藤さんからの質問がございますが、「北海道稻作農家の総意として、農水省に稻作部門の縮小を提示するとともに、土地基盤整備を施工した区域は転配分はしない、あるいは率を下げた有利条件を与えるよう、国に求める考え方には無理だらうか。小規模も大規模も同じ制度の中で稻作經營を行つてじることにより双方が経営が難しくなり、共倒れとなはしならうか」この考え方について、先生のお考えを聞かせていただきたいところじなのです。芦別市の加藤さん、すみません、もう少し補足してもらひたう思うのですが。

加藤： 基盤整備を進めてじつじつといきましたは、国の政策のもとで進めて参つたわけです。その中で水田農家の場合は、補助事業

をやつしむ。転作については全農家一律にしてはいけない、非常に大きな投資をしながら、その後やはり転作をしていかなければならぬなど

いうことは、米を作るために基盤整備をしたというのが目的だらうと思つておりますし、私どももそうひつたことで進めておりましたけれども、転作が一律配分といつ中では、できれば基盤整備をして水田の合理化を行つたところに對しては、転作の配分を少なくするようなことは国としても打ち出せねば地域としてもいろいろな面で説明しやすいのですけれども、今の状態ですと全部一律同じような形で転作を強いるといつになると、稻作農家が投資した農家もそうでない人も一緒に潰れてしまうのではないかというようなことが考えられるのですから、そついた面では、国が転作配分について補助事業を入れた所については緩和するといふよくなことを考えてみたのですが、そういう考え方について、先生がどんなお考えをお持ちなのか伺ひたくて質問してみました。

土地基盤整備は一〇〇%國で負担を

長 尾：一律転作配分といつのは、やはりかなりこれは不公平などころが出てゐると思います。おりしゃるとおり水田に適するような形での基盤整備ですから、畑の用途に必ずしも向ひといかない場合があります。特に泥炭地の粘土客土の場合は、乾かしてしまいますと、カンカラカンになつてしまつたり、大変なわけです。それで、私も明らかに不当だと思つのですが、国がこれほどまでに北海道農業いじめをやつしているところから見ると、なかなか受け入れてくれないのでないかななどつ気はしています。

おつしやることはその通りでありますて、かなり不当だと思つています。不当だと思いますけれども、農水省がそれに対応するかどうかといふのは、それは今までに相当不當なことを農水省はやつていて、それがハナレギ といったところ。お気持ちはわかりますし、おつしやるには正論だと思いますけれども、農水省の不誠実な態度かと言えば難

しいかなと思うております。

司 会：お指摘のように國の政策に従つて基盤整備をやって、その結果同じような転作率といつのは問題がある、といつのはお指摘のとおりだと思います。だから今後の政策の中で、それだけの負担をさせておいて、結果的には經營がうまくいかないよくなことにするのはどうなのかといつ、長尾先生は言つても無理じやないかと言うのだけれども、これは何とか要求として出されるを得ないんじやないかと思うのですが。そんなことで、お指摘のことはその通りだと思います。

太田原：日本の役人は頭がすっかり固まつてゐて、今までの枠の中で仕事をしていまますから、それは前例がないとか、今までこいつやってきたと言つて突つぱねるに決まつてゐるのですが、しかし世の中変わつていゐわけですね。それどころの点では、長尾先生と私、一昨年ですか、韓国は今だいたる日本と同じような農業形態ですし、米についても日本と同じウルグアイ・パウンドで反対しど、しかし市場開放させられたと、あそこもマムアクセスやつっています。それでその辺の事情をいろいろ聞いたのですが、韓国は農政としては日本よりも進んでおりまして、土地基盤整備事業については農民負担ゼロにしました。これはウルグアイ・パウンドで結局市場開放を止められなかつたと、農民に迷惑をかけたといつ政府の補償といつ意味が入つていて、それとモリと同じデータカップリングもやつとつして、ヘクタール当たり何万円といつ試算も聞いてきました。しかしこれは、この前確かめたといつ、例のIMF問題で韓国の経済と財政が大変なものですから、このデータカップリングは吹飛びました。吹つ飛びましたけれども、土地基盤整備無料化はもうやりましたね。これが世界の流れなのです。日本の役人はそこを見ていないです。ですから政治家の先生もいるわけですから、国際的な状況をちゃんと研究して、そういうことを突きつけて考えさせていくこととは不可能なことだあるひんつか、必要なことだと私は思います。

司 会：私も常常よく思うのですが、先ほどから太田原先生も長尾

先生からも指摘があるのでこれども、外国のことはあまり、不都合なことは知らないという思想があるのかどうかわかりませんが、今の韓国のことについても、そういう基礎整備を一〇〇%国が負担すると、こういつ困難な時期にそういうことをやるというのはあまり知りされていないのです。だから、こういつことをいち早くキャッチしながら、いろんなところへ持た出していくことには必要なことだらうと思うのです。

加藤： いつもありがとあります。

工サ米導入はよく検討して

司会： それでは次に東川町の上島さんからのご質問です。「転作政策に弾力的に対応するために工サ米の導入も展望すべきだと言われておりますが」これは長尾先生ですね。「現在の工サ米の生産状況等について、わかれはお教え願いたい」ということです。工サ米のことについてお願ひします。

長尾： ちょっと妥安に言ひすぎたかなと思って反省していますけれども、工サ米は東北地方で稲作中核地帯で取り組む動きがあるとうふうに聞いてるだけでありまして、作った時に工サとしてどうふうに流通させるかということについては、全然私の方も押さえておりません。

ただ、泥炭地帯の転作は乾かしてしまつと有機物が分解してガタガタになってしまいます。有機物が分解して瘦せていくわけですから、客土をしなければならないとかいろいろ、それをまた水田に戻すと、フリクとか、あんまり水を抜くのはいけないような気がしますので、泥炭地帯の場合は転作する時は工サ米ぐらいで、ある程度の水を保つておかないと大変かなと思います。それ以外のところは転作によって、水田に戻すのに少し時間をかけてある程度固定してしまつてもいいのかなと思っております。ですからコンバインで収穫できるものでひとつとん輸作体系を組んでいくという形を考えるところを、工サ米にしてもそういう作

物を転作作物として、あるかなり高いレベルで認知してもらいたいという願いを込めて提起したのですが、そういうことをもこれから農政運動の中で構築していくべきではないかと思つてます。

司会： まだ今のお話だと、工サ米でうまくいかとかどうかといふことは十分に検討されていないのではないかと思うのですが、今後の一つの方向として検討してみなければならぬと思うのです。そのことによって経営が成り立つかどうかということは非常に厳しいのではないかと思います。

司会： それでは次に、太田原先生に、女満別町農協の浅井さんからご質問がござりますが、「直接所得補償方式が導入されたとして、農家が年間収入にそれを見込むようになつた時には、経営者としては足腰が弱くなつてはいるのではなうか。また、基本法はめつたに改正されないと聞いていますが、もしも補償が廃止された時になにも残らないという不安が出てきます。もちろん農作物の価格が市場原理によって動いた時に農家の収入が減つて、それを補償するという意味は十分理解できますけれども」よく言われることは、日本の農民は非常に真面目で生活補償的な金をもらひるのは問題だといふことがよく論議をされます。これに多少似ているかと思います。このうえで、直接所得補償方式が導入されるといふことは、農家にどんな影響を与えるのかというご質問だと思うのですが。

直接所得補償はやるべきである

太田原： まあいいこいつをやつたことがないのですから、どういう影響を与えるかといふのはやつてみなければわかりません。ただいろいろ言っていることは、直接所得補償に非常に近い政策をやつたことがあるのです。転作奨励金がそうです。これが転作奨励金を受け取つてバチンとばっかりやつてはいるんじゃないとか、敵々言われたわけです。いろんなことが出でてくるだらうと思います。それは給料をもらつてバチ

ハコばかりやつてゐる人もいるわけですから。いろんな人がいますけれども、転作奨励金はだから出すべきでなかつたのか、という議論はこれは全く成り立たないわけです。だいたい考え方が、日本では中山間地対策ということで相変わらず考えられてますから、条件が不利な人に対する気の毒だから割増のお金を払つてやりましょと、そういう考え方で捉えてる限りは、元々足腰の弱い人にそういう金をやつたらドブに捨てる事になるのではないかという疑問が出てくる。どうも農業団体の議論もそこから出でていません。生活保護と同じだという議論から抜け出でていません。

私は、ヨーロッパのことを何度も言つるのは、これは権利なんですよ。かわいそだからいたゞくという生活保護ではなくて、自分たちが今まで受けた所得を政府の一方的な政策転換によって奪われたと。それに対する補償である。だから堂々と要求すべきであり、政府はそれに対しきちんと払うべきなのです。権利として受け取つたものをバチンコに



▲質問する倉知さん

使おうと酒を飲もうと、極端に言えばですよ、何を言われる筋合いもないといと、そういう性格の問題だと思ひます。

それが一般的に行われていないから、日本では何とも言えないけれども、ヨーロッパではどうなつてゐるか。最近、私も「コットランド」の、スコットランドというのはイギリスの条件不利地帯であります。そこでガット以降の包括的な「テカツブリング」政策がしかれてからスコットランドがどう変わつたかという論文を読みました。びっくりしたのですが、スコットランドというのはイギリスといえども、寒冷地で中山間地で過疎がどんどん進んでいました。ところがこの「テカツブリング」政策が発効してから、今スコットランドは都市部より農村部が人口が増えているそうです。つまり過疎の逆になつてきています。農村部に行つて、向こうの「テカツブリング」というのは農民だけではなくて、かなり林業者だとわかる人は農業関連産業の人だとがそういう人にもあたるんですね。ですから都市にいながら農村に行つた方が所得が増えるという人がたくさん出てきたわけです。そういう人達が町から脱出して過疎地に定住していくわけです。所得も当然増える。地域全体も増える。

今イギリスでは環境運動が非常に盛んですから、そういうところの人々が地元のいろんな景観とか並木とか牧場とか、整備しようと思えばいろんな補助金がまたあるわけです。そういうものを使って、スコットランドの農村地域が見違えるようになつてきると、そういう論文を読みました。

日本もこの中山間地に限つて言えば、そういう前向きな変化というのには十分期待できるし、平場についで言えば、とにかく何よりも今までいる。せつかく出来上がりてきた北海道が到達している、大規模事業経営というのは、あの本にも書いたように、技術的に世界に誇るレベルをもつてゐる。そういうものをきちんと維持していくためには、これは絶対に必要なものだというふうに私は思つております。そういう意味では、直接所得補償方式に対する中傷誹謗などのは、出したくない人か

いろいろな形で流されると思いますけれども、むしろそれに負けないで、これも国際的な情報を集めて、頑張つていい立派な事が大事ではないかと思います。

司会：太田原先生から非常に力強いご回答をいたしました。先ほど太田原先生の講演の中にもございましたように、北海道農業というのは、農水省の言う大規模専業農家をつくるために政策に全く忠実にやつてきたのです。だからそれを今政策変更しようとしているのですから、それによって被る被害というのは当然の権利として要求するというのが太田原先生のご指摘だと思います。ぜひそういうことに自信を持つていただいて、ただ生活保護でもひうのではなくて、国が言つたことをやつてきた、その結果こんな大きな問題を背負わされてしまつたという、この現実をしつかり踏まえて、権利として主張するところなどをぜひやついていただきたいと思います。よろしいですか。何かござりますか。

浅井：いえ、心を洗われました。ありがとうございました。

北海道は米単作から複合経営に

太田原：私、さつき減反奨励金でみんなバチンバチにやつてゐるみたいなことを言いましたけれども、皆さんに説明はないと思いますが、北海道の転作政策というのは大変だったわけですけれども、しかし北海道の農家、それから農協、指導機関というのは非常に前向きに生かしたといつて評価をしているのです。今までの米単作、米一本だったところが、いろいろ苦労しながらちゃんと複合経営に取り組んできた。米フルスの経営の集約化を達成した。農協もそのことによって、今まで米一本時代の農協というのは問題ありました。技術指導は普及所に任せて、農協は売る、政府に届けるだけだと。あとは手数料で經營している。極端に言えばくくな宮農指導なかつたわけです。

しかし転作になつて、花だ野菜だつたことになつてきて、各農協は非常に指導力と販売力に力を入れました。転作以降の北海道の米地帯の

農協の営農指導とマーケティングの実力の上昇というのは、私はやはり田を見張るほどの変化だったというふうに思います。そういう意味では、転作奨励金を立派に使つてきたという米地帯は胸を張つて言えるのでは、ないでしょうか。ですからこれから要求していく所得補償についても、そういう前向きな立派な使い方をきちんととするだけの能力をわが北海道は持つていると、ぜひ力強くその言つていただきたいと思っております。

司会：他に何かございましたらお伺いしますが、いかがですか。はい、どうぞ。

倉地：岩見沢の倉地と言いますけれども、現状では既に後継者がこれからつくとかつかないと諭じるレベルではなくなりつてしまつたような気がしておられます。既に六〇%ぐらいは近い将来離農が決まつたというふうに言える状況ではないかと思います。我々一番、そんな中で人材を失つてしまふのが一番辛いことだなと感じているところで、すけれども、異常に低い日本のこの食料自給率ですね、これは既に我々農業者側の問題ではなくて、消費者側の問題ではないかというふうに私は常々感じています。

その観点から運動展開をする方向と言いますが、方法と言いますか、消費者と手を組んだそいつた展開、生協運動なんか一部で国内農産物を支持する声も高まつておりますけれども、さらにそれを進めていく方法が我々農業団体等、どんなことが当面考えられるか、何か太田原先生、考へておられることがあれば聞かせていただきたいのですけれども。

消費者との提携は婦人部が前面に

太田原：消費者との提携どちら様では既に農業団体、全中も方針を出しておりますし、いろんなところで生協と農協の全国的なレベルあるいは地域レベルでいろんな提携もあります。そういうことはなくて、今各地で言わばインフォーマルな交流とか提携というのはどんどん進ん

であります。むしろフォーマルな、例えば生協と農協で提携しましようと、生協かひがいと奥さん方が来る。そこでお出迎えするなんだけれども、こつちは男社会で男ばっかり対応すると、男の生産者と女の消費者が話していくと必ず対立します。喧嘩になりますね。我々見ていると、そういうふさざがあちこちにあります。

そういう意味では、今消費者の方はわりに、アトピーとかいろんな問題がついて本当に自分の問題として来ていますから、それに対応する人は、農村の方ではむしろ責め味が足りないのではないかということを感じます。我々よく農協の婦人部に言つているのですが、町からお客さんが来た時は婦人部が全面に出なさいと、女同士で話した方がずっと理解は進むし、男がやるとスケジュール通りのだいたいこれを確認してこれで良かった、だいたいハーモンと、そんなことをやるのですが、女性同士でやると、話がボンボンボンボン転がつてじつにいろんな副産物が出てくるのです。そういう意味では、やはりこうすることを進める上で、方針は出てるじつはんなことはやれるけれども、農村側としては男社会を脱皮しないと駄目だということを、私、痛感しております。

そういう意味の発想の転換というのはいろいろ必要だと思います。今日時間があればちょっととおうかなと思ったのですが、最初におつやつた、要するに農地が後継者がこれだけいなくなつてしまえば、農地が余つてきます。それを今まで何とか若い後継者が残つてはいるところに持たせた規模拡大させてじつはんなことをやつてきました。あるいは新規参入と言つても、できればお金を持つて一〇町とか二〇町をポンと買って始めると、そういう人に来てほしょんじつうことでやつてきました。しかしこれはもう限界です。やつてからじつはんじつをやつていたら、後継者、中核農家ももう手一杯ですし、それから新しいこれから農村に来る人は、どうわかというと、有機農業をやりたいとか自給でやりたいとか、数かじつうと圧倒的にそういう人が多いのです。何億も持つて一〇町ほし、一〇〇町ほしといいう人はほとんどいません。ところが農村はそういう人

を待つてゐるわけですね。できれば離農農家の借金をそれで返したいと、いうことをやつてらるなり、かみ合わない。ミスマッチで進まないですね。

農業は多様化の時代

都会人の田舎暮らしを勧めよう

だから私は、そういう点では、今本当に都会の人が農村に田に向けているというのは事実ですか。私も道新に定期期のことを持ちよと書きましたけれども、年金生活者が年金をもらつたら、とにかく田舎暮らしをして悠々自適で暮らしたいという人はいっぱいいるわけです。多分皆さんのところにも、空き地がないとか、今、田舎物件なんていうのはすじいでしょう。ああいう話がいっぱい来ていると思います。

私は、そういう人達を、そんなのはいらぬんだというのが今までの対応だったと思うのですが、もう違います。府県ではもうじんじんそういう人達、中山間地なんかはそういう人達を町村、自治体の方針として受け入れて、団地をつくって、そして農場を、だいたい一反歩ぐらいあればいいわけです。一反歩つていつたら十分生き甲斐のための農業をやつてくださいと。虫に喰われてどれくとも、みんな年金を持つていますから、それで食えないわけではないし、無農薬で変なものを作つて農協に迷惑をかけるわけでもないわけです。むしろ頭数が増えて商店街は間違いなく潤つて、それから農家の人も、だからやっぱり非常に楽しいと。そしてそういう人達は「何でいい所だろう。こういう所に住みたかった」ということをしきりに言うわけです。そのことによつて、済んでいる者が力づけられる。それは特に若い人がものすごく元気になる。そういう効果が出ています。

北海道は大農地帯だからなかなかそこらうじに困がいかないわけですが、皆さんよくご存知のように栗沢で、これとはちょっと違

うのですが、オンラインガルテンやつたら何十倍も殺到しています。それから本格的な定年帰農の受入れという点では、平取町が始めました。これはまだちょっと若い人が欲しいんだという感覚のようですが、それでももう全国に向けて「北海道にいらっしゃい」と。特に「お年寄り、大歓迎です」というようなことをやつたら、これは相当じけると思います。

私も最初定年になって田舎に住むというのは、やはりじつしても暖かい所、瀬戸内海とかそういう所が人気あるのかなと、そういう所から始まっていますからね、思っていたのですが、いろんなところでアンケートをとると、ダントツ人気は北海道なんですね。北海道で暮らしたい、田舎暮らしをしたい。何故かというその理由、無農薬農業が北海道なり可能だ、結構そういうことをみんな知っているのです。いろんな田舎暮らしの本とかそう本にそういう情報がいっぱい載っているのです。南でキャベツを作つたらみんな虫だらけになるけれども、北海道で作つたら、手で虫を取つていればまずキャベツはちゃんと出来るとか、いろんな話が書いてあります。そういう地元にいるとなかなかわからない北海道の農村の魅力というのはたくさんあるわけです。

そういうことをいろいろ押し出しながら……私、こういう話をするのは、今日もそうです、霞が関とか永田町とかWTOとか、そつぱはつかり見てたら暗くなつて、もう駄目だという気持ちになるわけです。だけともそういうところかられて、今時代の流れがどうなつていて、若い人が農村に何を求めているのか、消費者が何を求めているのか、そつちの民衆の動きの方から考えていくと、これは農村には間違ひなく追い風が吹いています。

特に北海道の農村の価値というのは全国的に非常に日本の国民の中でも、じわじわじわじわと大きくなつてきています。やっぱりそういう流れをいち早く地域でキャッチして呼び込むということをやっていけば、こういう農政の方はさつぱり思わしくない状況がしばらく続くと思いま

すけれども、農村は元気を取り戻すことができるのではないかと、そういうことも併せていっては声を大にして言っておきたいと思います。

司会： いつも非常に力強いご助言ありがとうございました。倉地さん、特に生協に関しては今回の新しい基本法に向けて日本生協連が提言を出しています。これをぜひ読んでいただきたいと思うのですが、その中で言つていることは、農業側は消費者に農業のことを理解してほしいということを言つただけれども、生協の方からも、消費者の要求なり価格システムといふことをもっと生産者は勉強してほしいと。お互いにそういう理解をし合つて、消費者と生産者が手を握れば、必ず今の生産は変えることができるんだといふことを最後に提言しています。今の太田原先生の話もありますように、もつと、消費者も非常に力強い応援部隊として考えてもらっていますので、ぜひ自信を持ってやつていただきたいと思います。時間になりましたので、一応これで終わらせていただきます。有り難うございました。



▲閉会挨拶 佐伯研究部長

「どんぶり感情」

その1

恋せよオトメ

ホクレン 組織生活課
天野 道子

“彼”と出会ったのは、二ヵ月程前。それ以来、彼のことが頭から離れなかつた。「もう一度、会いたい」と、思い続けた。また会う約束をしたのに、連絡を待つているのに、出会ったお店にも何度も行つたけど、音沙汰なし。名前も知らない、素性も知らない。今度の週末に、ちょっとしたバーティがあるから、その時にみんなに紹介したい。「よーしー」と決心し、心あたりに電話をしてみたがやはり判らない。

モヤモヤしたまま、その夜、私はすすきのに出掛けた。みどりな毛坊一が目の前に出現して、気分挽回。が、会話をセッティングして下さった方がか、力二みそは食べないで残すように、とのお言葉があつた。目の前においしいものがありながら手を出せない状況に耐えられるのだろうか、いや、メンバーの中で一番の若輩である私が、力二みそにスープを入れることなど許されない…などと一瞬思ったが、会話の楽しさに引き込まれて、あつとい間で時間が過ぎた。食べずにがまんした“三つ”。

バーティーといつても、お料理上手な友人たちがそれぞれ何品か持ち寄り、誰かの家で夜中まで食べて飲んで、喋つて、食べて飲む。新年会以来、今年一回目。今回のテーマはイタリア帰りの友達がバスタを作り、そのおみやげ話を聞

は、じはんと混ぜ合わされて再度甲羅に吸まつて、お食事会を締め括るにふさわしい一品になつて再登場した。初めて食べた。かにみそご飯”は、“通”な感じがたまらない味わいだつた。もしかして、力二みそになかなか手を出せない、おくゆかしい人が多いから出来上がりた料理なのではないかしら。さて、二回目は連れていってもらつたスナックが、なんと彼と出会つたお店の隣。ひいえー、なんという偶然。カラオケのノルマを達成してちょっと隣に情報収拾。店長に彼の会社の連絡先を教えてもらつて。翌日、早速電話をしてみると、詳しい人が戻り次第連絡をくれるとのこと。うーん、なかなかたどりつけない。結局、週末のバーティーには一人で行った。

天野 道子（あまの みちこ）さん



恵庭市生まれ、余市町育ち。
北海学園大学法学部卒業
ホクレン農業協同組合連合会入会
長く「グリーン」誌編集担当
現在、組織販売部勤務。



く）。私は、調理技術がないめいつもお酒係に。たまたま、ボルドーと同じシャトーのハ一年とハ二年のワインが安かつたのでこの一本を飲み比べることにした。ちなみにハ一年は大変よい年で一万円以上するらしい。その前後の年でふどうの出来もまあまあお買い得との事。お料理はイタリアンだけど、まあ、いつしょ。ついでにチーズも選んで、こっちはちょっとイタリアを意識してコルゴンソーラとウォッシュタイプのタレッジオとかいうやつ。このところチーズにはまっている。ワインと同じで名前もなかなか覚えられないし、ブルーチーズもまだ初心者。でも、きっとワインに続いてチーズもブームがくる予感。北海道のナチュラルチーズもカマンベールだけじゃなくいろいろなタイプの美味しいのが各地で生まれている。最近発売された「北海道ナチュラルチーズ紀行」などをめぐつていろいろなところをめぐつて、お茶漬を食べたいと言い出した人がいてまた食べる。すでにみんなが集まつて九時間が経過していた。ホント、人生楽しむのは

トのお時間。イタリア土産のエスプレッソマシンでエスプレッソをいれて、お菓子はシエナの郷土菓子、パンフォルテ。このお菓子、買ってきた本人もなんだかよくわからぬで買つてきたらしい。草加せんべいの大きさですっしりと重い。パッケージはさすがイタリア、おしゃれである。値段は七〇〇円位だったとのこと。包み紙を開けてみても味が想像できない。色は黒、ナッツが埋まつていてスパイスのような粉もかかっている。これは初めての味。メロン、レモン、オレンジの皮の砂糖煮にナッツやスパイスを入れてココアパウダーで固めたものらしい。日本でいえば栗蒸しようかん？ エスプレッソもさすがに美味しい。消化を助けるとやらの蘿蔴を語りながら何度も入れて、デミタスカップがありのぐいのみで一人3杯は飲んでいた。で、お開きかとおもひや、お茶漬を食べたいと言い出した人がいてまた食べる。すでにみんなが集まつて九時間が経過していた。ホント、人生楽しむのは

体力いるわ。「アモーレ、カンタ
ー、マンジャーレ！」と叫んで
やつと解散。

そういうえば、私の「アモーレ」。

の彼については、翌日、彼の会社
の人から電話がかかってきた。名
前は、ローヴ・デガリック、フラン
ス育ち。ローズマリーやタイムな

どの香草が茂る土地で育った山羊
の乳のフレッシュユチーズ。荷物の
中に入って来たもので歴史など詳
しいことはわからない…のこと。

真っ白い姿と芳しい香りが思い出
される。特に香りについては印象
深く、興味をひかれた。牧草のか
わりにハーブを食べるとハーブの
香りのお乳が出るんだあ。牛がコ
ーヒーを飲んでもコーヒー牛乳は
搾れないって聞いたけど。発想と
しては同じかな。いや、さすがチ
ーズ文化の歴史の違い。山羊の乳
のクセを和らげるためにハーブを
用いたに違いない。それにしても

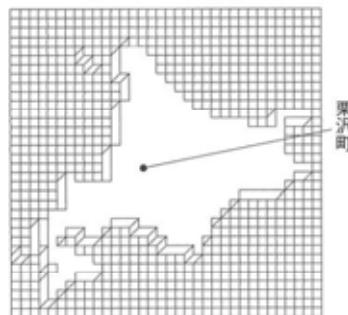
チーズって本当に大地の恵み—そ
んなことがストレートに伝わって、
山羊のこと、牧草のこと、土地の
ことってふうにじんじん知りたく
なったのだ。一皿のチーズとの出

会いから、なんだか命の環みたい
なものに包まれる幸福感を味わい、
おまけに恋する気持ちまで久々に
思い出した。

ローズマリーの香りを思いなが
ら、すぐに時は春。桜の葉の香り
に誘われて、大好物の
さくら餅を今日も食べるー。



連載



あのマチ・地域おこし活躍中
このムラ

No.19

栗沢町の事例

緑と太陽の田園福祉都市 クラインガルテン大盛況

高齢化により老齢人口比率の高い町になっている。このため住宅福祉の充実、特別養護老人ホームの整備、民間ボランティアの育成、老人福祉棟の建設などに努めている。また道立福祉村があり、緑あふれる太陽に照らされた豊かな田園都市の建設に努力中である。

◇栗沢町農業の現況



▲クラインガルテンで収穫

栗沢町は、石狩平野の東端、空知支庁管内の南部に位置し、札幌市より四〇kmの近くにある。周囲九〇km、総面積一七九・八七平方キロで、東西に細長く、東高西低の地形となっている。気候は裏日本型に属し、夏期気温が平均二三℃、冬季積雪は七〇cm前後と比較的温暖でしのぎやすい。

世帯数は平成七年度で一・六八戸うち農家戸数は六四九戸である。総人口三・八八一人うち農業人口は一・一四一人である。

また栗沢町は、炭坑閉山などによる人口流出に伴い、産炭地域の

栗沢町の耕地面積は平成七年で四、八四五haで、うち田は四、一九七ha、畠は六三〇haの樹園地が一八haある。農家戸数は六四九戸で、一戸当たり経営面積は平成二年の六、七haから平成七年は七、五haと経営規模は拡大してきている。

農業粗生産額は平成七年で五七億三千一百万円で、うち米が四〇億七千九百万円、野菜が一億八千八百万円である。他に果実が二千四百万円、畜産が一億四千一百万円ある。

水稻、たまねぎを基幹作物とし

て、にんじん、長ネギを重点振興作物に、また花卉、メロン、はぐさい、グリーンアスパラガスの四品目を振興作物に掲げ、経営の専業化及び複合経営化を推進している。

◇栗沢町の農業振興計画 土里夢21（どりーむ）

栗沢町では二十一世紀に向けて、国際化、自由化に対応し得る栗沢町農業、農村を建設するために町内の英知を結集し、平成十三年度を目標とした、新地域農業振興計画「土里夢二十一」を策定した。

これは①多様な農業生産に対応する「力強い農業作り」②創意と工夫で「楽しい農業作り」③人が住みたくなる「美しい農村作り」。

これは農業農村の多面的な機能と自然生態系を活用し、農家住宅の水洗化や並木の植栽、多目的広場の整備充実などを推進し、農業や手作り食品加工の体験など、ゆとりある農村ライフスタイルの創造と開かれた農村作りに取り組み、都市生活者が訪れ、住んでみたくなる美しい魅力ある地域農村

の実現をめざす。

こつした農業振興計画の方針から、活性化の活動内容として打ち出されたのが、クラインガルテンである。

◇栗沢町クラインガルテン



▲クラインガルテン冬景色

栗沢町では、野菜づくり、花づくりを通して自然と人の交流を深めていく農村体験公園の整備を進めている。特にこの公園の中でもクラインガルテン（滞在型貸農園）と日帰り型貸農園（ふれあい農園）を中心に、花やハーブなどの

長の山田晃睦（やまだてるよし）さんがヨーロッパを視察したとき、特にドイツで大盛況のクラインガルテンを見て、是非自分の町でも実現してみたい、これをきっかけに札幌を始め都会の住民と地元農家との交流を深め、農業農村に興味を抱いてもらつて、地元農産物の販売拡大と過疎化対策の一助にもなるという発想で始めたものである。

◇滞在型貸農園 —クラインガルテン—

三〇〇平方㍍の土地に二五平方㍍のうわべ（小屋）が付いた農園。ラウベには水道、電気、バス、トイレを完備し、別荘気分で滞在して、カントリー・ライフを満喫しながら、花や野菜づくりを楽しむことができる。利用期間は四月から翌年三月まで。年間利用料金は一

栽培ゾーンをはじめ、自然観察の森、芋掘りなどが出来る体験農園、米作りを知るための学習田を備えた道内初の画期的な農業体験施設である。

このクラインガルテンは栗沢町の山田晃睦（やまだてるよし）さんがヨーロッパを視察したとき、特にドイツで大盛況のクラインガルテンを見て、是非自分の町でも実現してみたい、これをきっかけに札幌を始め都会の住民と地元農家との交流を深め、農業農村に興味を抱いてもらつて、地元農産物の販売拡大と過疎化対策の一助にもなるという発想で始めたものである。

◇日帰り型貸農園 —ふれあい農園—

利用期間は四月一日から十一月三十日まで。利用料金は一平方㍍当たり一千円（標準区画は五〇平方㍍で一万円）。区画は一〇〇区画で、整備は駐車場、野外トイレ、給水施設。この他に近代的な建築の大規模な管理棟があり、この中に休息ホール、シャワー室、農産物加工室、研修室が備えられている。なお農園は耕起整地をしてある。農機具の貸出（無料）も自由である。

昨年（平成十一年十一月）二十七棟を募集したところ人気沸騰で三〇〇件以上の問い合わせがあり、そのうち一七二件の申込みがあつて、抽選で一七組に決定した。札幌市在住者が大半であるが、近隣市町村からの申し込みもあった。日帰り型市民農園（ふれあい農園）一〇〇区画も人気で昨年五月一日の、ふれあい農園説明会に

区画一四万円。区画は一七区画ある。（クラインガルテンとはドイツ語で「小さな庭」という意味）

は札幌市、岩見沢市などから家族連れで一三〇人余も集まった。

◇企業立地優遇制度

栗沢町では「栗沢町企業立地促進条例」に基づき、栗沢町内に立地する企業に対し優遇措置を講じている。①固定資産税の三年間免除（事業用に供する水道料金の超過料金の一分の一助成（三年間）③増加雇用に対する一人二〇万円の助成（限度額一・〇〇〇万円）。このように、栗沢町は空知平野の中核として恵まれた自然条件と優れた交通アクセスをフルに生かして二十一世紀に向けた、自然と人に優しく美しい農村づくりに邁進している。

（レポーター
嘱託研究員 竹内 寛）



二十一世紀 農業は花形産業

—岩崎ゼミのアンケート調査より—

専修大学北海道短期大学
元教授 佐久間 衛

昨秋、青森県りんご協会の三上元参事を訪ねたところ、氏は「過去のりんご産業の危機は、品種更新を実行すればとか、特定の病虫害を解決すれば何とかなると言つたように、危機的状況に対する技術的対応策があつた。しかし、今日のりんご危機は、具体的方策が全く見つからない」と言つるのである。

ここでは、はつと気がついたことは、「農業近代化路線を追うだけでは、問題の真の解決にはならないのではないか。長期的には生産性向上を志向しつつも、他方では発想を変え、消費者のライフスタイルや価値観の変化に着目し、二次、三次産業を取り込んだ農業の在り方を考えいくべきではないか」と言うことであった。そこで本稿においては、一つは消費者の価値観の変化に着目して農業の在り方を模索し、ついで経済的外部環境の動向から二十一世紀は、やり方次第で農業が花形産業になり得る可能性を展望してみた。

一・変わる消費者の価値観と農業

消費者の価値観は「物の豊かさから心の豊かさへ」と変わってきたと言われるが、そのことを裏付けるように、都市ではカルチャーカフェが盛況だし、他方で農業へのグリーンツーリズムが増えている。高度経済成長時代は、電化製品や車を手に入れる事で満足してきたが、これからは自ら手足を動かし、自分らしさを創造する事で充実感を味わう時代に変わってきたのである。「心の安心」を求め、美しい農村型社会を作つてこそ人は幸せを感じる。

栗沢町のロッジ付き貸農園は、フタを開けてみたら十数倍の競争率だった。月々一万円のリース料を払つても、自らの手で野菜を作り、田園生活を楽しむみたいと云ふ都会人がいかに多いかが分かるであろう。既存の農家は生まれながらに自然の中で暮らしているので、農業所得の大小だけで農業を評価しているのではないだろうか。栗沢町で会つた大阪出身のO・I・経験のある農家の主婦は「農作業がきついと思つ

たことは一度も無い。他の四ヶ月は、家族みんなでゆっくり休息でき、夫婦や子供達との「リラクゼーション」も充分取れる、「こんな事は都会のサラリーマン生活では到底考えられないことだ」と迷懐していたことが大変印象的だった。農村に嫁いで、収入は多少減つても生活全体の満足度は、農村の方が高いと感じているのである。

アメリカのサラリーマンは、早めに定年退職して田舎に移り、有機栽培で自家用の野菜を作りながら田園生活を楽しむライフスタイルが定着してきていると言われるが、国民経済が成熟段階に入り、脱工業社会に到達した先進国の消費者の一面を如実に物語つてゐると言えよう。

次に、価値観の変化は若者ほど敏感であり、そのことが高校や大学への進路に直接反映されるので、その点について触れておこう。

かつて、農業高校は、局限すれば落ちこぼれの収容所のような観があつたが、最近は畜産動物学科とか生物工学科（バイオ技術）といったよう学科の名称を変えたり、学校農場を市民に開放すると言つた努力もあって、全国的に農業高校への進学率が増加傾向にある。また、名県にある農業後継者の養成期間である農業大学校においても、競争率は一、五倍に達しているといつ。

農業後継者が極端に少ない事実と矛盾することになるが、その内容は、非農家の子弟で農業に関心のある若者が志願者数を押し上げてゐるのであり、農事組合法人への就職希望者が増えていることとも符合している。大学においても農学系学部の志願者減が、他学部に比べて小さいのも同じ理由による。

このように、最近の若者は、自然に恵まれた農村にあこがれを持つてゐると見て良い。彼らは「物の豊かさ」は当たり前のことであり、それよりも自然との触れ合いや都会生活におけるストレスからの解放を求めているのである。

ともあれ、農業經營もこれまでの「収益追求一辺倒」の価値観から脱して、農家生活そのものを楽しむ方向を併せて考えるべきではないか。

庭づくりや花づくりは、土地があるのであら手の物だし、動物が好きならボニーを飼うのも良いだろう。音楽が好きなら余市町在住の牧野氏のように「農民オーケストラ」活動に生きがいを求める生き方もるのである。

さらに、消費者の価値観が変わつていては、都会人に憩いの場を提供するのも農業の役割であり、そして、農業者と市民との交流を通して市民に農業を理解してもらい、農業への応援団になつてもらう事も可能である。また、そうした中から手づくり加工品や農産物の産直ビジネスも育つてくるのではないか。

一、農業は花形産業に

東大名誉教授の今村奈良臣氏は、「二十一世紀の農業は、花形産業になり得る客觀的条件が備わつてゐる」といつ。

その第一は、世界的に見て、将来食糧不足になることは誰の目からも明らかである。中国が豊かになって肉の消費が増えると、飼料用穀類の輸入量が加速度的に増大すると見られており、それが世界の穀物需給関係に及ぼす影響は、極めて大きいと予測されている。しかも、地球上の農地の増大は望まれず、逆に砂漠化が進み、特に灌漑農地が壊滅でひどん減つてゐるといつ。

日本の「コメ」は余っているが、その他の穀類については輸入大国である。したがつて農産物の絶対量の不足は、農業が花形産業になれ第一の条件だというわけである。

次に、後継者が少なく、人材が希少資源なのは、農業が花形産業になれる第二の条件だとしてゐる。空知の稻作農家では「後継者なし」の農家が七〇%にも及んでゐる。昭和ヒトケタ組が引退したら、農家戸数は急減するであろう。一頃、日本の農業全体で学卒の新規就農者は、新しく医者になる者の数より少ないことを言っていたが、最近は若者の価値観の変化と不況から、新規就農者は上昇に転じてゐる。

しかし、それでも日本農業が担い手の側面から危機的状況に向かっていることは確かである。

第三は、農業はライフワークとして語れる希少価値のある職業だと言つこと。その上、農業は国土、環境を保全する産業である。人間の生存に必要な食料を供給しながら、同時に国土と環境を保全すると言う産業は他に見られない。

こういう認識に立つて農業の六次産業化を進めていくことで間違いなく農業は、二十一世紀の花形産業になるのである。農業の六次産業化とは、農業に二次産業、三次産業を取り込んでいくことであり、今村氏は、原料供給的立場から付加価値や雇用を都会の二次産業、三次産業から取り戻すべきだと主張する。

つぎに、今村氏は農業・農村の多面的機能を考えるために、図1を示している。六角形の頂点にあるCは、いずれも農業・農村問題を考える場合に大切な観点であり、自給自足の農業だつたら、こんな六角形のことを考える必要は無い。しかし、農業も産業であり、産業というのは、物流と情報の流れが常に逆の流れになる世界だから、農業もそのことを無視しては成り立たない。そして、人間関係を感じられるコミュニティも大事である。六角形の各頂点の価値は、勿論それぞれの対角線で結ばれる価値同士の関わり合いも大切である。例えば、生産コストはコミュニティで結ばれているが、これは集落農場や農作業受託組織の形成を意味し、文化と消費者との結びつきは、一代、二代遡れば、ほとんどの消費者の故郷は農村であり、農村の郷土芸能や歴史遺産は、都市住民にとつては都会では見られない宝物なのである。信頼と環境としての農村は、有機農業や畜産公害、農村景観等の問題に関わってくる。

今村氏は、以上のような三つの視点から、農業が花形産業になり得る条件を有していると見ていて。そして現実に少数事例だが新しい動きが全国各地で起きており、特に手作り加工における女性パワーには注目すべきものがある。「将来、日本は農業が消滅して、シンガポールのよ

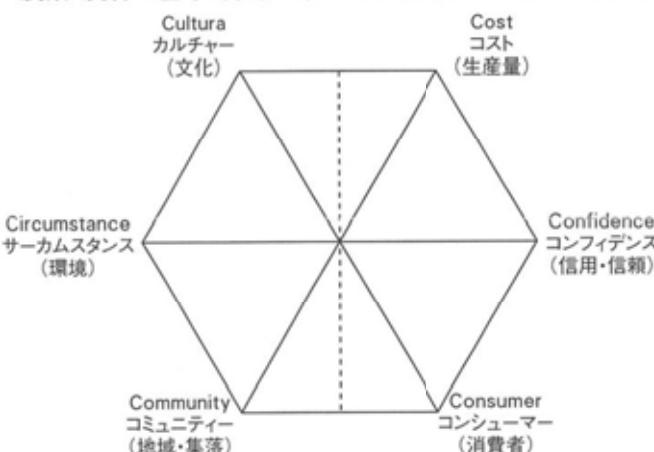
うな都市型国家になるのではないか」とまで極論する学者もいるが、それは価値觀の変化を無視した議論で、そつはならないだろう。それでも、農村自体の主体的力量の形成が重要なことは言うまでもない。

(産業としての農業)

図-1

農業・農村の基本的価値と多面的機能(C…SIX農業・農村)

(環境としての農村)



三・最も転職したい産業

図一2は、「来世紀初頭には、どんな産業を有望と見るか」をビジネスマン千人を対象に、日経産業消費研究所が尋ねた結果を示したものである。「エレクトロニクス」「情報処理」「通信」が上位を占めていることは当然と理解できるが、「農業」が銀行や商社を抜いて五位にあることは驚かれる方が多いだらう。この背景には、豊かになって消費者の価値観に変化が起こっているという事実があることに留意願いたい。すなわち、貧しい時代においては、所得の大小が人間の満足の第一の制約条件であったが、豊かな時代においては、所得の大小よりも時間的ゆとり

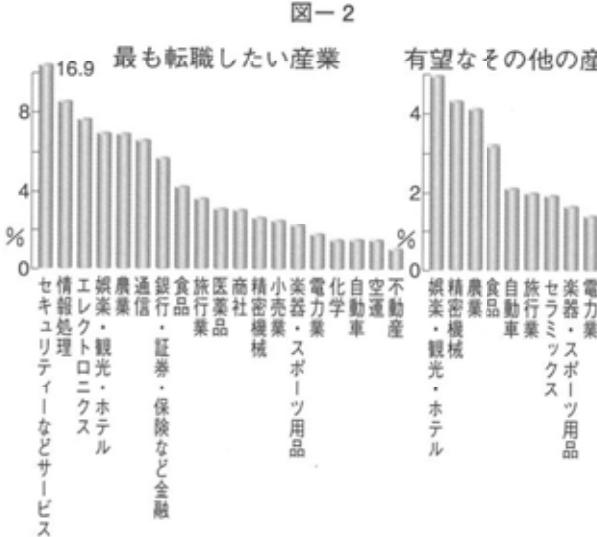
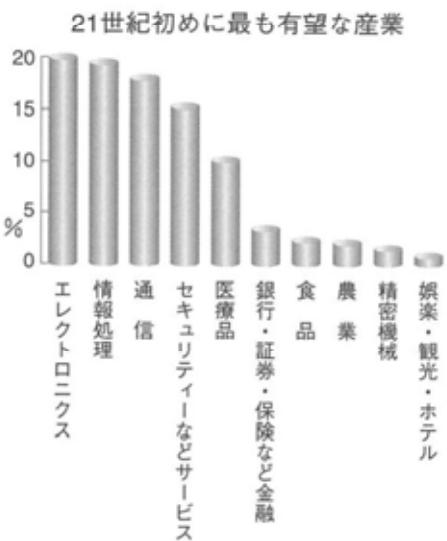


図-3



とか、自然との触れ合い、ストレスの有無、創造性による生きがい、そういう要素が、より人間の満足を左右する要因になってきたと言ふことである。

次に、最も有望と思う産業を一つだけ挙げてもらう形で回答を求めたところ、図3の通りであった。ここでも成熟産業と言われる「食品」「農業」が七位、八位と上位に入つたことが注目される。次いで、最も有望な産業を除く「その他の有望産業」を尋ねたところ、「娯楽・観光・ホテル」「精密機械」に続いて「農業」「食品」が三位、四位を占めた。

以上のアンケート結果から言えることは、農業は儲からないが、人間生活総体としての満足という視点からすると、農業を「劣等産業」と意識している農業経営者には、この調査結果をじっくり検討して自問自答してもらいたいものである。将来への口マンが無く、透けた姿勢

からは、社会的要請に応える新しい農業は生まれてこないだろう。

農業が有望産業となるためには、「二次、三次産業を取り込んだ方向への進化発展が望まれ、農村におけるハード（施設）以外のソフト（人づくり）分野の強化が強く期待されている。

四 生きがい型農業の視点を

これまで農業は、農業所得の側面からのみ農業を評価し、貨幣価値に換算できない自然との触れ合いや作物を育てる喜び、田園生活との諸々の利点を無視してきたのではないか。

空知の稲作地帯で70%が後継者不在であるというのは、その端的な現れであろう。永八輔は「都会が良い」という幻想は、いやと言うほど分かつているはず」と言う、筆者の昔の教え子の若い後継者は、サラリーマンになつて家を離れている者が多いたが、それでいて「土地だけは売らないで、残しておいてくれ」と言つてゐるそつた。「いつかは農業に戻りたい」と言う願望を持つてゐるのではないだろうか。

脱サラ組の新規就農者と既存農家との根本的差異は、前者が農業所得よりも精神的充実を求める「生きがい型」であり、既存農家にはその側面が欠落していることである。高学歴の新規就農者は、ロマンチストなるが故に逆に農面でも成功していると言えよう。

かつての農基法は、歐米型農業を後追いする農業近代化路線であつたが、新農基法では、農業の多面的機能にも目を向いた「生産性向上＋生きがい型」と、単なる近代化路線でないところに特徴があると言えよう。二世紀は、農業花形産業の時代としたが、それは座してそうなると言つことではない。日本農業はこれから先行モデルのない道を創意工夫で模索してゆかなければならぬ。そして、古い農基法が修正を迫られたのは、環境問題や国民の価値観の変化の視点が欠落していたが、一〇〇年先を見通すと今村氏の取り上げた課題が現実のものとなつて来るであろう。そして、農業を花形産業へと育てる努力なしでは、将来の日本経

濟に明るい展望を見いだすことは困難であろう。暗い農業予測の多い流れに一石を投じる意味で、また、農業所得の大小だけで農業を評価する農業者の意識に両者を求めるべく一文をまとめてみた次第である。

表の訂正とお詫び

「地域と農業」第三三号の「解説」札幌大学経済学部 教授、岩崎徹「消費者意識の矛盾と食品表示」の五〇頁、表1「食品を買う時に気を付ける点」の表に誤植がありましたので上記のとおり訂正し再掲載しました。

以下にお詫び申し上げます。



▲栗沢町クラフインガルテン標識
(国道沿い)

掲示板

研究会・研修会等への
報告者・講師の派遣
(平成十一年二月～三月)

○全国農業土木技術連盟北海道
地方連絡協議会設立20周年
記念講演会
主催 全国農業土木技術連盟北
海道地方連絡協議会
とき 平成11年2月22日
テーマ 「これからの中農業・
農村のマスター・プラン」—その3つの要素—
講演者 七戸 長生(当研究所・
所長)

○平成10年度十勝地域畑地用水検
討協議会・講演会
主催 十勝地域用水検討協
議会(常広開建・十勝支庁)

とき 平成11年3月20日
テーマ 「野菜生産・流通の現状
と十勝における産地形成
の課題」
講演者 富田 義昭(当研究所・
常務理事)

○第9回北海道有機農業技術交換
発表大会
主催 北海道有機農業研究協議会
とき 平成11年3月12日
テーマ 「有機農業の展開と認証
制度—北海道の特質をふ
まえて—」
話題提供者 酒井 徹(当研究
所・専任研究員)

○愛別町農業推進協議会合同会
議・研修会
主催 愛別町農業推進協議会
とき 平成11年3月25日
テーマ 「地域農業振興計画策定
の視点と実践の検証」
講演者 佐伯 憲司(当研究所・
研究部長)

結果」によるが、平成九年中に離
農した一・二六四戸(前年比五・
五%減)の農家の大半が空知、上
川の一・二支厅で占め、經營形態別に
見ても、稻作農家が五七・五%の
ウエートとなつた。
近年の農業情勢、構造問題の影
響が本道の稻作を直撃している実
態が明らかになつた。
また構造問題で見ると、離農農
家中、世帯主が六十才以上の構成
比が六六・八%と七割近くを占め
る勢いで、離農理由の四八・一%
が後継者問題となつてゐるなど、
高齢化に後継者問題と労働力不足
の深刻な影響が引き続いた。
更に規模で見ると、五戸未満の
階層が五一・一%と半数を占め、
小規模を中心とした離脱が続いた
が、残りの半数のうち一〇・一〇
戸が一四・一%、三〇戸以上階層も
平年ペースでの離農が続いている。
離農した農家の処分面積は一〇、
三九一ヘクタで跡地の処分は売買と賃
貸がほぼ半々となつてゐる。

に実際に野菜や果物を混雜する市
場まで搬入して、暑い中で何時間
も放置しなければならないという
事が無くなり、サンブル程度で取
引が可能になるようである。これ
は北海道にとって朗報と言える。
保冷輸送技術が進んでニーコージ
ーランドからスイートポーンやオ
ーストリアからアスパラガスを
運ぶ時代と言つても、輸送中に
野菜にかかるストレスは相当なも
ので、それが店頭での「棚持ち」
日数に影響があることは経験的に
皆知つてゐる。
有機、減農薬がもてはやされ、
地場消費が脚光を浴びる時代では
あるが、府県の情勢、そして北海
道の畑作主要產品の状況を考える
とき、今後、野菜の生産と消流は
北海道の畑作農家にとって益々重
要になつてくる。
量のメリットを最大限に發揮し
て、長距離輸送のハンデを乗り越
え、クリーンで安心して食べら
れる、糖度の乗った野菜を府県市
場にいかに売り込むか、市場法の
改正を契機に知恵を出し合う必要
がある。

離農に関する情報

市場法が改正される

平成九年道離農実態調査から
た「平成九年北海道離農実態調査

編集後記

※ コロンビアの地震の際に、発生とほとんど同時に国際ボランティアとして日本の医療チームが派遣されると言うニュースが流れ、神戸の震災以来日本も変わったものだと感じた方がいらっしゃるのではないか。

経済問題一つをとっても世界情勢抜きでは今後を語れない時代と言つ実感はある。子供達は衛星放送で「アリ」や「ブラジル」の試合を楽しむ時代である。それでも個人的には「コンサドーレ・ヨーリー・グに復帰だ!」と思つてはいる。

※ アリの行動について研究している学者のエッセイの中に、我々が抱いていた想いとかけ離れた部分があったので紹介したい。

聖書の箴言の書の中にも「怠惰なものは、アリの所に行け。そのやり方を見て貰くなれ」とあるように、一般的にアリは勤勉の象徴のように考えられてゐるが、実はアリの集団の中で働く個体は二〇%に限られていて、残りのアリはただぶらぶらしている事が観察された。

働き者のアリだけを隔離して見ると、

その中でやはり一〇%が働いて八〇%が怠け始める事が判り、また怠け者のアリだけを隔離すると、その中の二〇%が働き始めるそうである。

また、アリは自分の所属する集団内のコミュニケーションは非常に密で、助け合つたり仕事を分担したりするが、他の集団に対する関心を示さない点で「賢くなれ」とあるように、一般的にアリは勤勉の象徴のように考えられてゐるが、我々日本人は勤勉だと言われており、確かに第2次大戦後の復興がそれを裏付けていると言わるものである。（最近あまり聞かれなくなつたが）

我々もこのアリの行動学と同じ傾向を

持つてゐるのかも知れない。
※ 国土地理院が西暦一〇〇〇年に日本本の經緯度変更を行つたことはあまり知られていない。

現在日本地図に表示されている經緯度は、明治時代の測量に基づいたもので、人工衛星による最近の調査によつて、

例えば高知市では經度が九秒、緯度が一二秒ずれていることが判つてゐる。

この九秒の誤差が実際の距離にすると約三三〇mになるそうで以外と大きい修正である。

当時の測量技術の精度の問題とその後の一〇〇年間の地殻変動が原因であるが、これを国際基準に合わせて修正

する必要があるのだ。
これまでカーナビや外国船が日本に寄港する際には、衛生からの情報を日本地図に含むように修正する必要があつたがその必要が無くなる。農業分野でも例えば気象データ処理などに関わる特徴だそうだ。
しかし一方ですでに発行されている地図には、衛生からの情報を日本地図に含むように修正する必要があつたがその必要が無くなる。農業分野でも例えば気象データ処理などに関わる特徴だそうだ。
しかし一方ですでに発行されている地図には、衛生からの情報を日本地図に含むように修正する必要があつたがその必要が無くなる。農業分野でも例えば気象データ処理などに関わる特徴だそうだ。



DATA FILE

関連事項/DATA

北海道大学

〒060-8589
札幌市北区北9条西9丁目
☎ 011(716)2111

釧路公立大学

〒085-0061
釧路市芦野4丁目1番1号
☎ 0154(37)3211

ホクレン農業協同組合連合会

〒060-0004
札幌市中央区北4条西1丁目
☎ 011(232)6108 広報宣伝課

北海道農業開発公社

〒060-0005
札幌市中央区北5条西6丁目
☎ 011(271)2231
農地開発センター内

栗沢クラインガルテン

〒068-0111
空知郡栗沢町字由良563番地5
☎ 0126(34)2150

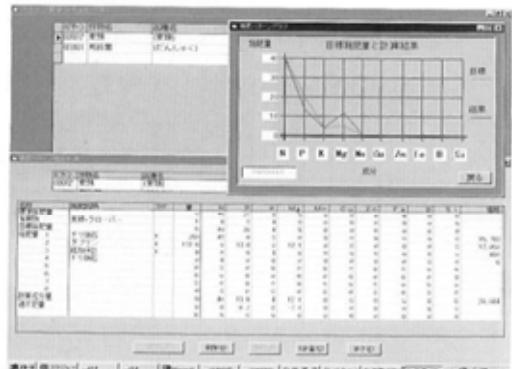
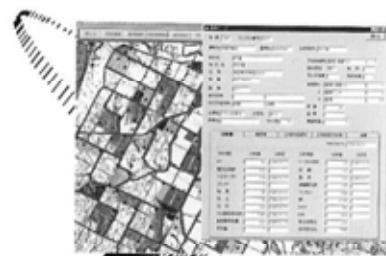
栗沢町役場

〒068-0123
空知郡栗沢町東本町21番地
☎ 0126(45)2411

地図とデータベースカドッキング

圃場情報管理システム

圃場のデータ管理はこれで完璧!!



株情報システムコンサルタント

札幌市白石区南郷通19丁目北1-31 豊川ビル3F
☎(011)865-8272 FAX(011)865-6596

最近食べた
いちばんおいしいものって
何ですか。



旅先で出会った郷土料理を思い浮かべる人。今日の朝ごはん、と即答する人。あるいは、家庭菜園の手づくり野菜だったり。「いちばんのおいしさ」は人それぞれですが、ホクレンにもおいしさへのこだわりがあります。どんなに時代が変わっても、クリーンな自然環境とこの豊かな大地に根ざし、安全で安心なおいしさをお届けすること。「いちばんのおいしさ」のために今日も一生懸命。北海道のホクレンです。

 ホクレン